

新発田市地域防災計画修正点 新旧対照表

【資料編】

※頁は現行計画（令和7年12月修正）についてのもの

頁	内容	新	旧	修正理由																																						
1	防災組織に関する資料	<p>1-1 新発田市防災会議委員 会長：新発田市長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条例区分</th> <th>所属機関</th> <th>職名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第6号</td> <td rowspan="3">新発田市</td> <td>副市長（防災監）</td> <td>中央町 3-3-3</td> </tr> <tr> <td>水道事業者（水道局長）</td> <td>中央町 3-3-3</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中央町 3-3-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>新発田地域広域事務組合消防本部</td> <td>消防長</td> <td>中田町 3-30-2</td> </tr> <tr> <td>新発田市消防団</td> <td>団長</td> <td>中央町 3-3-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和8年4月1日現在</p>	条例区分	所属機関	職名	所在地	第6号	新発田市	副市長（防災監）	中央町 3-3-3	水道事業者（水道局長）	中央町 3-3-3	教育総務課長	中央町 3-3-3	第7号	新発田地域広域事務組合消防本部	消防長	中田町 3-30-2	新発田市消防団	団長	中央町 3-3-3	<p>1-1 新発田市防災会議委員 会長：新発田市長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条例区分</th> <th>所属機関</th> <th>職名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第6号</td> <td rowspan="3">新発田市</td> <td>副市長（防災監）</td> <td>中央町 3-3-3</td> </tr> <tr> <td>水道事業者（水道局長）</td> <td>中央町 3-3-3</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中央町 3-3-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>新発田地域広域事務組合消防本部</td> <td>消防長</td> <td>中田町 3-30-2</td> </tr> <tr> <td>新発田市消防団</td> <td>団長</td> <td>中央町 3-3-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和8年4月1日現在</p>	条例区分	所属機関	職名	所在地	第6号	新発田市	副市長（防災監）	中央町 3-3-3	水道事業者（水道局長）	中央町 3-3-3	教育総務課長	中央町 3-3-3	第7号	新発田地域広域事務組合消防本部	消防長	中田町 3-30-2	新発田市消防団	団長	中央町 3-3-3	時点修正
条例区分	所属機関	職名	所在地																																							
第6号	新発田市	副市長（防災監）	中央町 3-3-3																																							
		水道事業者（水道局長）	中央町 3-3-3																																							
		教育総務課長	中央町 3-3-3																																							
第7号	新発田地域広域事務組合消防本部	消防長	中田町 3-30-2																																							
	新発田市消防団	団長	中央町 3-3-3																																							
条例区分	所属機関	職名	所在地																																							
第6号	新発田市	副市長（防災監）	中央町 3-3-3																																							
		水道事業者（水道局長）	中央町 3-3-3																																							
		教育総務課長	中央町 3-3-3																																							
第7号	新発田地域広域事務組合消防本部	消防長	中田町 3-30-2																																							
	新発田市消防団	団長	中央町 3-3-3																																							
7 8	防災組織に関する資料	<p>1-5 新発田市災害対策本部運営規程 （本部の職員）</p> <p>第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、地域安全課を所管する副市長（以下「防災監」という。）、防災監以外の副市長及び教育長をもって充てる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、（削除）議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長、水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長、地域安全課長、市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長、教育総務課長、その他必要に応じその都度市長が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（本部事務局、対策部及び班等）</p> <p>第8条 本部事務局及び対策部を置く場合の本部事務局、対策部及び班等の組織及びその分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（対策部長及び対策部副部長）</p> <p>第9条 対策部に対策部長及び対策部副部長を置く。</p> <p>2 対策部長及び対策部副部長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>（班長、副班長及び班員）</p> <p>第10条 班に班長、副班長及び班員を置く。</p> <p>2 班長、副班長及び班員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>1-5 新発田市災害対策本部運営規程 （本部の職員）</p> <p>第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、地域安全課を所管する副市長（以下「防災監」という。）、防災監以外の副市長及び教育長をもって充てる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育次長、議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長、水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長、地域安全課長、市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長、<u>（追加）</u>その他必要に応じその都度市長が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（本部事務局、対策部及び班等）</p> <p>第8条 本部事務局及び対策部を置く場合の本部事務局、対策部及び班等の組織<u>並びに</u>その分掌事務は、別表<u>（追加）</u>のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（対策部長及び対策部副部長）</p> <p>第9条 対策部に対策部長及び対策部副部長を置く。</p> <p>2 対策部長及び対策部副部長は、別表<u>（追加）</u>に掲げる者をもって充てる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>（班長、副班長及び班員）</p> <p>第10条 班に班長、副班長及び班員を置く。</p> <p>2 班長、副班長及び班員は、別表<u>（追加）</u>に掲げる者をもって充てる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p>	新発田市災害対策本部運営規程改正に伴う修正																																						

頁	内容	新	旧	修正理由
9		<p>(現地本部の設置)</p> <p>第 11 条 本部長は、市の地域において災害により局地的な人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じて本部の一部の事務を行う現地本部を置く。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(本部の設置及び廃止)</p> <p>第 12 条 本部は、市の地域において第 15 条第 2 項に規定する別表第 2 に掲げる配備区分表による対策本部配備基準または対策本部非常配備基準表による災害対策本部配備体制基準の各号いずれかに該当する場合に設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(警戒本部の設置)</p> <p>第 13 条 防災監は、市の地域において別表第 2 風水害等発生時の配備区分表又は同表地震・津波発生時の配備区分表に掲げる警戒本部の配備基準のいずれかに該当する場合は、災害に対する警戒のため警戒本部を設置する。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(警戒体制)</p> <p>第 14 条 副防災監は、市の地域において別表第 2 風水害等発生時の配備区分表又は同表地震・津波発生時の配備区分表に掲げる警戒体制の配備基準のいずれかに該当する場合は、警戒本部設置前に次の事項について措置するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(配備の基準)</p> <p>第 15 条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。</p> <p>2 配備の種別、体制等は、別表第 2 風水害等発生時の配備区分表又は同表地震・津波発生時の配備区分表に掲げる対策本部の配備基準並びに別表第 3 に掲げる配備体制表のとおりとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3 対策部長は、分掌事務に関する配備計画を立て、これを対策部員に徹底しなければならない。</p> <p>(配備の開始及び解除)</p> <p>第 17 条 配備体制の開始及び解除は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警戒体制の配備体制は、副防災監が指令する。</p> <p>(2) 警戒本部の配備体制は、防災監が指令する。</p> <p>(3) 対策本部の配備体制及び対策本部の非常配備体制は、本部長が指令する。</p>	<p>(現地本部の設置)</p> <p>第 11 条 本部長は、市の地域において災害により局地的な人身被害、住家被害等が多数(追加)及んだ場合には、必要に応じて本部の一部の事務を行う現地本部を置く。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(本部の設置及び廃止)</p> <p>第 12 条 本部は、市の地域において第 15 条第 2 項に規定する風水害等発生時の配備基準表による第 3 次配備体制または地震・津波発生時の配備基準表による災害対策本部配備体制基準の各号いずれかに該当する場合に設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(警戒本部の設置)</p> <p>第 13 条 防災監は、市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、本部の設置基準に満たない場合、災害に対する警戒のため警戒本部を設置する。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(警戒体制)</p> <p>第 14 条 副防災監は、気象警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、警戒本部設置前に次の事項について措置するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(配備の基準)</p> <p>第 15 条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。</p> <p>2 配備の種別、体制等は、次の配備基準表のとおりとする。</p> <p>風水害等発生時の配備基準表 (表 省略)</p> <p>地震・津波発生時の配備基準表 (表 省略)</p> <p>3 対策部長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを対策部員に徹底しなければならない。</p> <p>(配備の開始及び解除)</p> <p>第 17 条 配備体制の開始及び解除は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警戒体制(追加)は、副防災監が指令する。</p> <p>(2) 警戒本部(追加)は、防災監が指令する。</p> <p>(3) (追加)本部(追加)は、本部長が指令する。</p>	
10				
11				

頁	内容	新	旧	修正理由																												
15	別表第1 (第8条、第10条関係) 災害対策本部事務局の分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (削除)</td> <td>統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長</td> <td>1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事に係る対応調整に関する こと</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (削除)	統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事に係る対応調整に関する こと	同左	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)</td> <td>防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐</td> <td>1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事に係る対応調整に関する こと</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)	防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事に係る対応調整に関する こと	同左									
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (削除)	統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事に係る対応調整に関する こと	同左																													
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 (副防災監) 事務局次長 地域安全課長補佐 (防災 班長兼務)	防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及び廃 止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶務 に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関する こと 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関するこ と 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※(注1)緊急時に消防団員が避難所開設に あたる場合の消防団員への指示を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機関等 との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への災 害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関するこ と 12 被害状況、応急対策状況等の取りまとめ に関すること 13 事務分掌外事に係る対応調整に関する こと	同左																													
16	対策部・班等の分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐</td> <td>庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること</td> <td>左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関すること 13 災害情報関連システ ムの調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)</td> <td>財務班 財務課 班長 財務係長</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること 4 市有地の使用に関すること</td> <td>左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに関 すること 6 災害関係予算の算定 等に関すること 7 災害関係補助金等の 調整に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること	左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関すること 13 災害情報関連システ ムの調整に関すること	財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること 4 市有地の使用に関すること	左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに関 すること 6 災害関係予算の算定 等に関すること 7 災害関係補助金等の 調整に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部名 対策部長等</th> <th rowspan="2">班名 班長・班員等</th> <th colspan="2">分掌事務</th> </tr> <tr> <th>初動対応期</th> <th>応急復旧期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐</td> <td>庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること (追加)</td> <td>左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関すること</td> </tr> <tr> <td>財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)</td> <td>財務班 財務課 班長 財務係長</td> <td>1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること (追加)</td> <td>左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関すること 5 災害関係予算の算定等 に関すること 6 災害関係補助金等の調整 に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務		初動対応期	応急復旧期	総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること (追加)	左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関すること	財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること (追加)	左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関すること 5 災害関係予算の算定等 に関すること 6 災害関係補助金等の調整 に関すること	
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 (削除) 秘書係 車両係 法制係、行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること 11 財務・物資・会計対策部への協力(食料・ 物資への対応)及び部内職員の動員・調整に 関すること	左記に加え 12 災害関係法令等の解 釈に関すること 13 災害情報関連システ ムの調整に関すること																													
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること 4 市有地の使用に関すること	左記に加え 5 市有財産関係の被害 金額の取りまとめに関 すること 6 災害関係予算の算定 等に関すること 7 災害関係補助金等の 調整に関すること																													
対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務																														
		初動対応期	応急復旧期																													
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長 (庁舎車両 管理班長兼務) 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘 書係 車両係 法制執務室 (追加) ○情報政策課 選挙管理委員会事務 局 (総務課兼務) 選挙管理室 人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査 に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管 理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関する こと 7 緊急通行車両の確認手続事務に関するこ と 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関す ること (追加)	左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に 関すること 12 災害情報関連システ ムの調 整に関すること																													
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 (会計班長兼務)	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関 すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取り まとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること (追加)	左記に加え 4 市有財産関係の被害金額 の取りまとめに関すること 5 災害関係予算の算定等 に関すること 6 災害関係補助金等の調整 に関すること																													

頁	内容	新				旧				修正理由
	情報連絡員 財務課長補佐					情報連絡員 財務課長補佐				
	渉外・広報対策部 部長 みらい創造課長 副部長 UJI ターン支援専門官 情報連絡員 みらい創造課長補佐	渉外班 みらい創造課 企画政策係 <u>(削除)</u> <u>ライフデザイン係</u> 班長 企画政策係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関する事 4 被災地の視察者等の接遇に関する事 5 国、県等への要望の総括に関する事 <u>6 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事</u>	左記に加え <u>7</u> 災害に係る陳情、請願等に関する事		渉外・広報対策部 部長 みらい創造課長 副部長 UJI ターン支援専門官 情報連絡員 みらい創造課長補佐	渉外班 みらい創造課 企画政策係・ <u>行革推進係</u> <u>(追加)</u> 班長 企画政策係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関する事 4 被災地の視察者等の接遇に関する事 5 国、県等への要望の総括に関する事 <u>(追加)</u>	左記に加え <u>6</u> 災害に係る陳情、請願等に関する事	
		広報班 <u>(削除)</u> <u>○シティプロモーション室</u>	1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害情報等の伝達・広報に関する事 2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関する事 3 災害情報等の放送要請に関する事 4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関する事	左記に加え 5 災害記録（写真・映像）に関する事 6 災害復興記録等の作成に関する事			広報班 <u>みらい創造課</u> <u>広報広聴係・ライフデザイン係</u> 班長 <u>広報広聴係長</u> <u>(追加)</u>	1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害情報等の伝達・広報に関する事 2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関する事 3 災害情報等の放送要請に関する事 4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関する事	左記に加え 5 災害記録（写真・映像）に関する事 6 災害復興記録等の作成に関する事	
	市民支援対策部 部長 市民まちづくり支援課長 副部長 税務課長 情報連絡員 人権啓発課長補佐	市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 市民の安否確認及び問合せに関する事 4 外国人に対する支援に関する事 5 被災外国人との連絡調整に関する事 6 自治会・町内会長等への連絡調整に関する事 7 人権擁護に関する事 8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関する事 9 埋火葬の総括に関する事 <u>10 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関する事</u>	左記に加え <u>11</u> 被災者等の市民相談の総括に関する事		市民支援対策部 部長 市民まちづくり支援課長 副部長 税務課長 情報連絡員 人権啓発課長補佐	市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 市民の安否確認及び問合せに関する事 4 外国人に対する支援に関する事 5 被災外国人との連絡調整に関する事 6 自治会・町内会長等への連絡調整に関する事 7 人権擁護に関する事 8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関する事 9 埋火葬の総括に関する事 <u>(追加)</u>	左記に加え <u>10</u> 被災者等の市民相談の総括に関する事	
		家屋調査班 ○税務課	1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関する事 <u>2 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事</u>	左記に加え <u>3</u> 建物被害調査に関する事 <u>4</u> 被災者台帳作成事務に関する事 <u>5</u> 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関する事 <u>6</u> 税金の災害減免に関する事			家屋調査班 ○税務課	1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関する事 <u>(追加)</u>	左記に加え <u>2</u> 建物被害調査に関する事 <u>3</u> 被災者台帳作成事務に関する事 <u>4</u> 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関する事 <u>5</u> 税金の災害減免に関する事	
		環境衛生班 ○環境衛生課	1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関する事 2 応急仮設トイレの設置に関する事 3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関する事 4 死亡した獣畜等の除去に関する事 5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に関する事 6 ごみの臨時ステーションの選定に関する事 7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に関する事 8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関する事 9 ペット等被災動物に関する事 10 消毒の実施に関する事 <u>11 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事</u>	同左			環境衛生班 ○環境衛生課	1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関する事 2 応急仮設トイレの設置に関する事 3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関する事 4 死亡した獣畜等の除去に関する事 5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に関する事 6 ごみの臨時ステーションの選定に関する事 7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に関する事 8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関する事 9 ペット等被災動物に関する事 10 消毒の実施に関する事 <u>(追加)</u>	同左	
	商工・観光対策部 部長 商工振興課長 副部長 観光振興課長（観光対策班長兼務）	<u>商工対策班</u> <u>(削除)</u> 商工振興課 班長 商工振興課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 商工業関係の被害調査、報告等に関する事 4 商工業関係団体との連絡調整に関する事	<u>6</u> 商工業者に対する災害融資関連事業に関する事		商工・観光対策部 部長 商工振興課長 副部長 観光振興課長（観光対策班長兼務）	<u>商工対策班</u> <u>○</u> 商工振興課 班長 商工振興課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 商工業関係の被害調査、報告等に関する事 4 商工業関係団体との連絡調整に関する事	<u>5</u> 商工業者に対する災害融資関連事業に関する事	

頁	内容	新		旧		修正理由	
	情報連絡員 観光振興課長補佐		<u>5 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関すること</u>		(追加)		
	観光対策班 ○観光振興課	1 観光施設の被害状況の把握に関する事 2 観光関係団体との連絡調整に関する事 3 観光滞在者の対応に関する事 <u>4 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事</u>	左記に加え <u>5 観光施設の風評被害対策に関する事</u>	観光対策班 ○観光振興課	1 観光施設の被害状況の把握に関する事 2 観光関係団体との連絡調整に関する事 3 観光滞在者の対応に関する事 (追加)	左記に加え <u>4 観光施設の風評被害対策に関する事</u>	
	農林水産対策部 部長 農林水産課長 副部長 農業委員会事務局長（農林対策班長兼務） 情報連絡員 農業委員会事務局次長	農水対策班 (削除)農林水産課(里山保全係除く) 班長 農林水産課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 農業、水産業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関する事 4 農業、水産業及び港湾関係団体との連絡調整に関する事 5 家畜伝染病の防疫に関する事 <u>6 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関する事</u>	左記に加え <u>7 農業、水産業者に対する災害融資関連事務に関する事</u> <u>8 農・水産物の風評被害対策に関する事</u>	農水対策班 ○農林水産課(里山保全係除く) 班長 農林水産課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 農業、水産業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関する事 4 農業、水産業及び港湾関係団体との連絡調整に関する事 5 家畜伝染病の防疫に関する事 (追加)	左記に加え <u>6 農業、水産業者に対する災害融資関連事務に関する事</u> <u>7 農・水産物の風評被害対策に関する事</u>
		農林対策班 農林水産課里山保全係 ○農業委員会事務局	1 林業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関する事 2 貯木及び流木の災害対策に関する事 3 林業関係団体との連絡調整に関する事 <u>4 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事</u>	左記に加え <u>5 林業者に対する災害融資関連事務に関する事</u> <u>6 林産物の風評被害対策に関する事</u>	農林対策班 農林水産課里山保全係 ○農業委員会事務局	1 林業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関する事 2 貯木及び流木の災害対策に関する事 3 林業関係団体との連絡調整に関する事 (追加)	左記に加え <u>4 林業者に対する災害融資関連事務に関する事</u> <u>5 林産物の風評被害対策に関する事</u>
	土木・建築対策部 部長 地域整備課長 副部長 維持管理課長 情報連絡員 <u>地域整備課長補佐</u>	地域整備班 地域整備課 <u>○用地対策室</u> 維持管理課 (削除)	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 道路、公園及び河川の被害状況の把握並びに応急対策に関する事 4 路上障害物の排除及び道路交通の確保に関する事 5 排水機場の運転及び機能確保に関する事 6 緊急車両の運行経路及び避難経路の確保に関する事 7 除排雪に関する事 8 災害復旧に関する資機材の調達及び輸送に関する事 9 風水害等の予防、警戒及び防御に関する事 (削除) <u>10 漁港施設の被害状況の把握及び連絡調整に関する事</u> <u>11 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策等に関する事</u> <u>12 農地のたん水排除に関する事</u>	左記に加え <u>13 応急仮設住宅用地の確保に関する事</u>	地域整備班 地域整備課 (追加) 維持管理課 ○財産管理課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 道路、公園及び河川の被害状況の把握並びに応急対策に関する事 4 路上障害物の排除及び道路交通の確保に関する事 5 排水機場の運転及び機能確保に関する事 6 緊急車両の運行経路及び避難経路の確保に関する事 7 除排雪に関する事 8 災害復旧に関する資機材の調達及び輸送に関する事 9 風水害等の予防、警戒及び防御に関する事 <u>10 市有地の使用に関する事</u> <u>11 漁港施設の被害状況の把握及び連絡調整に関する事</u> <u>12 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策等に関する事</u> <u>13 農地のたん水排除に関する事</u>	左記に加え <u>14 応急仮設住宅用地の確保に関する事</u>
	上下水道対策部 部長 水道局長(水道局業務課長) 副部長 水道局浄水課長(上水道班長兼務) 情報連絡員 下水道課長補佐	上水道班 水道局業務課 ○水道局浄水課 (削除)	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 4 水道水の応急給水に関する事 5 水道施設の機能・安全確保に関する事 6 上水道情報の広報に関する事 7 給水応援の受入れに関する事 8 災害関係費用に関する事 9 資材、燃料等の確保・調達に関する事	同左	上水道班 水道局業務課 ○水道局浄水課 副班長 <u>水道局業務課長補佐</u>	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 4 水道水の応急給水に関する事 5 水道施設の機能・安全確保に関する事 6 上水道情報の広報に関する事 7 給水応援の受入れに関する事 8 災害関係費用に関する事 9 資材、燃料等の確保・調達に関する事	同左
	教育対策部 部長 (削除)教育総務課長(削除) 副部長 (削除) 生涯学習課長 情報連絡員 教育総務課長補佐	教育支援班 教育総務課 ○学校教育課 共同調理場各施設 副班長 教育総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 (削除) <u>3 教育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関する事</u> <u>4 児童生徒の被害情報の収集及び応急対策に関する事</u> <u>5 児童生徒のこころのケア対策に関する事</u>	左記に加え 10 応急教育の指導に関する事	教育対策部 部長 <u>教育次長(教育総務課長)</u> 副部長 <u>教育総務課長</u> 生涯学習課長 情報連絡員 教育総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 <u>3 避難所の開設及び運営への協力に関する事</u> <u>4 教育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関する事</u> <u>5 児童生徒の被害情報の収集及び応急対策に関する事</u> <u>6 児童生徒のこころのケア対策に関する事</u>	左記に加え 10 応急教育の指導に関する事

頁	内容	新	旧	修正理由														
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>6. 学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること</p> <p>7. 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>8. 給食調理施設の使用に関すること</p> <p>9. <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関すること</u></p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター</td> <td> <p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</p> <p>5 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関すること</u></p> </td> <td>同左</td> </tr> </table>		<p>6. 学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること</p> <p>7. 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>8. 給食調理施設の使用に関すること</p> <p>9. <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関すること</u></p>		文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター	<p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</p> <p>5 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関すること</u></p>	同左	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>7. 学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること</p> <p>8. 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>9. <u>給食調理施設の使用に関すること（追加）</u></p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター</td> <td> <p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</p> <p>（追加）</p> </td> <td>同左</td> </tr> </table>		<p>7. 学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること</p> <p>8. 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>9. <u>給食調理施設の使用に関すること（追加）</u></p>		文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター	<p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</p> <p>（追加）</p>	同左			
	<p>6. 学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること</p> <p>7. 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>8. 給食調理施設の使用に関すること</p> <p>9. <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関すること</u></p>																	
文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター	<p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</p> <p>5 <u>医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関すること</u></p>	同左																
	<p>7. 学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること</p> <p>8. 学校への指示、伝達等に関すること</p> <p>9. <u>給食調理施設の使用に関すること（追加）</u></p>																	
文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター	<p>1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること</p> <p>2 文化財の被害状況等の把握に関すること</p> <p>3 生涯学習施設の使用に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営への協力に関すること</p> <p>（追加）</p>	同左																
	<p>別表第2(第15条関係)</p> <p>風水害等発生時の配備区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>主な参集範囲 想定する主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>警戒配備体制 (警戒レベル2相当)</td> <td> <p>1 レベル3大雨警報、又は高潮警報が発表された場合</p> <p>2 台風情報が発表され市内への影響が予想される場合</p> <p>3 加治川の水位が氾濫注意水位（警戒レベル2相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>4 防災監が必要と認める場合</p> </td> <td> <p>副防災監、地域安全課、維持管理課、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※情報収集、警戒監視、関係機関との連絡調整等</p> </td> </tr> <tr> <td>警戒本部</td> <td>警戒本部配備体制 (警戒レベル3相当)</td> <td> <p>1 レベル3土砂災害警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「警戒（赤）（警戒レベル3相当）」が市内に出現した場合</p> <p>4 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</p> <p>6 暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</p> <p>7 防災監が必要と認める場合</p> </td> <td> <p>上記に加え、防災監、対策部長、対策副部長、情報連絡員、課長以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、必要な避難所開設準備、情報伝達（広報）</p> </td> </tr> <tr> <td>対策本部</td> <td>対策本部配備体制 (警戒レベル4相当)</td> <td> <p>1 レベル4氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「危険（紫）（警戒レベル4相当）」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル4「避難指示」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の複数地区で浸水又は土砂による被害が発生した場合</p> <p>6 暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表された場合</p> <p>7 本部長が必要と認める場合</p> </td> <td> <p>上記に加え、対策本部長、対策副本部長、課長補佐級（副参事含む）以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員（その他職員は自宅待機又は指示により参集）</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、必要な避難所の開設、応急対策の実施、被害情報の集約・対策方針決定</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備基準	主な参集範囲 想定する主な内容	警戒体制	警戒配備体制 (警戒レベル2相当)	<p>1 レベル3大雨警報、又は高潮警報が発表された場合</p> <p>2 台風情報が発表され市内への影響が予想される場合</p> <p>3 加治川の水位が氾濫注意水位（警戒レベル2相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>4 防災監が必要と認める場合</p>	<p>副防災監、地域安全課、維持管理課、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※情報収集、警戒監視、関係機関との連絡調整等</p>	警戒本部	警戒本部配備体制 (警戒レベル3相当)	<p>1 レベル3土砂災害警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「警戒（赤）（警戒レベル3相当）」が市内に出現した場合</p> <p>4 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</p> <p>6 暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</p> <p>7 防災監が必要と認める場合</p>	<p>上記に加え、防災監、対策部長、対策副部長、情報連絡員、課長以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、必要な避難所開設準備、情報伝達（広報）</p>	対策本部	対策本部配備体制 (警戒レベル4相当)	<p>1 レベル4氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「危険（紫）（警戒レベル4相当）」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル4「避難指示」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の複数地区で浸水又は土砂による被害が発生した場合</p> <p>6 暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表された場合</p> <p>7 本部長が必要と認める場合</p>	<p>上記に加え、対策本部長、対策副本部長、課長補佐級（副参事含む）以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員（その他職員は自宅待機又は指示により参集）</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、必要な避難所の開設、応急対策の実施、被害情報の集約・対策方針決定</p>	（追加）
配備区分	配備体制	配備基準	主な参集範囲 想定する主な内容															
警戒体制	警戒配備体制 (警戒レベル2相当)	<p>1 レベル3大雨警報、又は高潮警報が発表された場合</p> <p>2 台風情報が発表され市内への影響が予想される場合</p> <p>3 加治川の水位が氾濫注意水位（警戒レベル2相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>4 防災監が必要と認める場合</p>	<p>副防災監、地域安全課、維持管理課、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※情報収集、警戒監視、関係機関との連絡調整等</p>															
警戒本部	警戒本部配備体制 (警戒レベル3相当)	<p>1 レベル3土砂災害警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「警戒（赤）（警戒レベル3相当）」が市内に出現した場合</p> <p>4 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合</p> <p>6 暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合</p> <p>7 防災監が必要と認める場合</p>	<p>上記に加え、防災監、対策部長、対策副部長、情報連絡員、課長以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、必要な避難所開設準備、情報伝達（広報）</p>															
対策本部	対策本部配備体制 (警戒レベル4相当)	<p>1 レベル4氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キキクルにおいて「危険（紫）（警戒レベル4相当）」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル4「避難指示」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 市内の複数地区で浸水又は土砂による被害が発生した場合</p> <p>6 暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表された場合</p> <p>7 本部長が必要と認める場合</p>	<p>上記に加え、対策本部長、対策副本部長、課長補佐級（副参事含む）以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員（その他職員は自宅待機又は指示により参集）</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、必要な避難所の開設、応急対策の実施、被害情報の集約・対策方針決定</p>															

頁	内容	新	旧	修正理由																			
		<p>1 レベル5 氾濫発生情報、大雨特別警報又は土砂災害特別警報が発表された場合</p> <p>2 加治川の水位が氾濫発生水位（警戒レベル5相当）に到達又は到達が見込まれる場合</p> <p>3 大雨・土砂キクルにおいて「災害切迫（黒）（警戒レベル5相当）」が出現した場合</p> <p>4 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を決定又は発令が見込まれる場合</p> <p>5 全市的又は広範囲に甚大な被害が発生した場合</p> <p>6 本部長が必要と認める場合</p>	<p>全職員自動参集</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、人命救助・安全確保最優先、必要な避難所の開設、被害拡大防止、広域応援受援対応、災害対策全庁体制</p>																				
		<p>地震・津波発生時の配備区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>参集範囲と想定される主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>警戒配備体制</td> <td>1 震度3の地震が発生した場合</td> <td> <p>地域安全課当番職員、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※被害情報等の収集・確認、関係機関との連絡調整等</p> </td> </tr> <tr> <td>警戒本部</td> <td>警戒本部配備体制</td> <td> <p>1 震度4の地震が発生した場合</p> <p>2 津波注意報が発表された場合</p> <p>3 その他防災監が必要と認める場合</p> </td> <td> <p>上記に加え、防災監、副防災監、地域安全課、対策部長、対策副部長、情報連絡員、課長以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※避難所の開設（津波注意報：藤塚小学校自動開設）、必要な避難所開設準備・受入体制確立、情報伝達（広報）、関係機関との連絡調整</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対策本部</td> <td>対策本部配備体制</td> <td> <p>1 津波警報が発表された場合</p> <p>2 市内で人的又は建物被害が発生し、組織的な災害対応が必要となった場合</p> <p>3 その他市長が必要と認める場合</p> </td> <td> <p>上記に加え、対策本部長、対策副本部長、各課長補佐級（副参事含む）以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員（その他職員は自宅待機又は指示により参集）</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、避難所の開設（津波警報：一部避難所の自動開設）、応急対策の実施、被害情報の集約・対策方針決定</p> </td> </tr> <tr> <td>対策本部非常配備体制</td> <td> <p>1 震度5弱以上の地震が発生した場合</p> <p>2 大津波警報が発表された場合</p> <p>3 市内で甚大な被害が発生し、全市的な災害対応が必要となった場合</p> <p>4 その他市長が必要と認める場合</p> </td> <td> <p>全職員自動参集</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、人命救助・安全確保最優先、全避難所の自動開設、広域応援受援対応、災害対策全庁体制</p> </td> </tr> </tbody> </table>		配備区分	配備体制	配備基準	参集範囲と想定される主な内容	警戒体制	警戒配備体制	1 震度3の地震が発生した場合	<p>地域安全課当番職員、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※被害情報等の収集・確認、関係機関との連絡調整等</p>	警戒本部	警戒本部配備体制	<p>1 震度4の地震が発生した場合</p> <p>2 津波注意報が発表された場合</p> <p>3 その他防災監が必要と認める場合</p>	<p>上記に加え、防災監、副防災監、地域安全課、対策部長、対策副部長、情報連絡員、課長以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※避難所の開設（津波注意報：藤塚小学校自動開設）、必要な避難所開設準備・受入体制確立、情報伝達（広報）、関係機関との連絡調整</p>	対策本部	対策本部配備体制	<p>1 津波警報が発表された場合</p> <p>2 市内で人的又は建物被害が発生し、組織的な災害対応が必要となった場合</p> <p>3 その他市長が必要と認める場合</p>	<p>上記に加え、対策本部長、対策副本部長、各課長補佐級（副参事含む）以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員（その他職員は自宅待機又は指示により参集）</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、避難所の開設（津波警報：一部避難所の自動開設）、応急対策の実施、被害情報の集約・対策方針決定</p>	対策本部非常配備体制	<p>1 震度5弱以上の地震が発生した場合</p> <p>2 大津波警報が発表された場合</p> <p>3 市内で甚大な被害が発生し、全市的な災害対応が必要となった場合</p> <p>4 その他市長が必要と認める場合</p>	<p>全職員自動参集</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、人命救助・安全確保最優先、全避難所の自動開設、広域応援受援対応、災害対策全庁体制</p>	<p>(追加)</p>
配備区分	配備体制	配備基準	参集範囲と想定される主な内容																				
警戒体制	警戒配備体制	1 震度3の地震が発生した場合	<p>地域安全課当番職員、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※被害情報等の収集・確認、関係機関との連絡調整等</p>																				
警戒本部	警戒本部配備体制	<p>1 震度4の地震が発生した場合</p> <p>2 津波注意報が発表された場合</p> <p>3 その他防災監が必要と認める場合</p>	<p>上記に加え、防災監、副防災監、地域安全課、対策部長、対策副部長、情報連絡員、課長以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員</p> <p>※避難所の開設（津波注意報：藤塚小学校自動開設）、必要な避難所開設準備・受入体制確立、情報伝達（広報）、関係機関との連絡調整</p>																				
対策本部	対策本部配備体制	<p>1 津波警報が発表された場合</p> <p>2 市内で人的又は建物被害が発生し、組織的な災害対応が必要となった場合</p> <p>3 その他市長が必要と認める場合</p>	<p>上記に加え、対策本部長、対策副本部長、各課長補佐級（副参事含む）以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員（その他職員は自宅待機又は指示により参集）</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、避難所の開設（津波警報：一部避難所の自動開設）、応急対策の実施、被害情報の集約・対策方針決定</p>																				
	対策本部非常配備体制	<p>1 震度5弱以上の地震が発生した場合</p> <p>2 大津波警報が発表された場合</p> <p>3 市内で甚大な被害が発生し、全市的な災害対応が必要となった場合</p> <p>4 その他市長が必要と認める場合</p>	<p>全職員自動参集</p> <p>※避難情報発令の判断・周知、人命救助・安全確保最優先、全避難所の自動開設、広域応援受援対応、災害対策全庁体制</p>																				
		<p>別表第3（第15条関係） 風水害等、地震・津波発生時の配備体制表 (表 省略)</p>		<p>(追加)</p>																			

頁	内容	新	旧	修正理由																																																
21	防災組織に関する資料	<p>1-6 新発田市災害対策本部組織図</p> <p>【災害対策本部】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長（防災監） 副市長 教育長</p> <p>本部員 対策部長 （削除） 議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長 市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長 <u>教育総務課長</u> 本部事務局長 地域安全課長（副防災監）</p> <p>※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p>対策本部事務局 <u>統括調整班</u>、各対策部情報連絡員</p> <p style="text-align: right;">防災会議連絡員室</p> </div> <p>【警戒本部会議（連絡調整会議）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警戒本部長 副市長（防災監）</p> <p>警戒副本部長 地域安全課長（副防災監）</p> <p>本部員 （削除） 議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長 みらい創造課長、市民まちづくり支援課長 農林水産課長、地域整備課長、<u>教育総務課長</u></p> <p>※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p>対策本部事務局 <u>統括調整班</u>、各対策部情報連絡員</p> <p style="text-align: right;">防災会議連絡員室</p> </div> <p>対策部</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>現地災害対策本部</td> <td>議会対策部</td> <td>総務対策部</td> <td>財務・物資・会計</td> <td>渉外・広報対策部</td> <td>市民支援対策部</td> <td>医療・福祉対策部</td> <td>商工・観光対策部</td> <td>農林水産対策部</td> <td>土木・建築対策部</td> <td>上下水道対策部</td> <td>教育対策部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会対策班</td> <td>庁舎車両管理班</td> <td>財務班 物資支援班</td> <td>渉外班 広報班</td> <td>市民支援班 家屋調査班 環境衛生班</td> <td>保健医療班 社会福祉班 体育施設班</td> <td>商工対策班 観光対策班</td> <td>農水対策班 農林対策班</td> <td>地域整備班 建築班</td> <td>水道班 下水道班</td> <td>教育支援班 文化施設班</td> </tr> </table> <p>※各班において、別表 <u>第1（第8条-第10条関係）</u> の分掌事務の業務を行う。</p>	現地災害対策本部	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部		議会対策班	庁舎車両管理班	財務班 物資支援班	渉外班 広報班	市民支援班 家屋調査班 環境衛生班	保健医療班 社会福祉班 体育施設班	商工対策班 観光対策班	農水対策班 農林対策班	地域整備班 建築班	水道班 下水道班	教育支援班 文化施設班	<p>1-6 新発田市災害対策本部組織図</p> <p>【災害対策本部】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長（防災監） 副市長 教育長</p> <p>本部員 対策部長 教育次長、議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長 水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長 市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長 <u>（追加）</u> 本部事務局長 地域安全課長（副防災監）</p> <p>※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p>対策本部事務局 防災班、各対策部情報連絡員</p> <p style="text-align: right;">防災会議連絡員室</p> </div> <p>【警戒本部会議（連絡調整会議）】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警戒本部長 副市長（防災監）</p> <p>警戒副本部長 地域安全課長（副防災監）</p> <p>本部員 教育次長、議会事務局長、社会福祉課長 商工振興課長、水道局長、総務課長、財務課長 みらい創造課長、市民まちづくり支援課長 農林水産課長、地域整備課長、<u>（追加）</u></p> <p>※その他必要に応じてその都度市長が指名する者</p> <p>対策本部事務局 防災班、各対策部情報連絡員</p> <p style="text-align: right;">防災会議連絡員室</p> </div> <p>対策部</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>現地災害対策本部</td> <td>議会対策部</td> <td>総務対策部</td> <td>財務・物資・会計</td> <td>渉外・広報対策部</td> <td>市民支援対策部</td> <td>医療・福祉対策部</td> <td>商工・観光対策部</td> <td>農林水産対策部</td> <td>土木・建築対策部</td> <td>上下水道対策部</td> <td>教育対策部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>議会対策班</td> <td>庁舎車両管理班</td> <td>財務班 物資支援班</td> <td>渉外班 広報班</td> <td>市民支援班 家屋調査班 環境衛生班</td> <td>保健医療班 社会福祉班 体育施設班</td> <td>商工対策班 観光対策班</td> <td>農水対策班 農林対策班</td> <td>地域整備班 建築班</td> <td>水道班 下水道班</td> <td>教育支援班 文化施設班</td> </tr> </table> <p>※各班において、別表 <u>（追加）</u>（第8条、第9条、第10条関係）の分掌事務の業務を行う。</p>	現地災害対策本部	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部		議会対策班	庁舎車両管理班	財務班 物資支援班	渉外班 広報班	市民支援班 家屋調査班 環境衛生班	保健医療班 社会福祉班 体育施設班	商工対策班 観光対策班	農水対策班 農林対策班	地域整備班 建築班	水道班 下水道班	教育支援班 文化施設班	市災害対策本部運営規程の一部改正に伴う修正
現地災害対策本部	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部																																									
	議会対策班	庁舎車両管理班	財務班 物資支援班	渉外班 広報班	市民支援班 家屋調査班 環境衛生班	保健医療班 社会福祉班 体育施設班	商工対策班 観光対策班	農水対策班 農林対策班	地域整備班 建築班	水道班 下水道班	教育支援班 文化施設班																																									
現地災害対策本部	議会対策部	総務対策部	財務・物資・会計	渉外・広報対策部	市民支援対策部	医療・福祉対策部	商工・観光対策部	農林水産対策部	土木・建築対策部	上下水道対策部	教育対策部																																									
	議会対策班	庁舎車両管理班	財務班 物資支援班	渉外班 広報班	市民支援班 家屋調査班 環境衛生班	保健医療班 社会福祉班 体育施設班	商工対策班 観光対策班	農水対策班 農林対策班	地域整備班 建築班	水道班 下水道班	教育支援班 文化施設班																																									

頁	内容	新	旧	修正理由
24	防災組織に関する資料	<p>1-8 新発田市災害対策本部会議座席表 市本庁舎 5階 会議室 501</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域等一覧 市本庁舎 5階 会議室 501</p>	市災害対策本部運営規程の一部改正に伴う修正

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																
52	防災組織に関する資料	1-20 防災関係機関等連絡先 (2) 警察	1-20 防災関係機関等連絡先 (2) 警察	時点修正																																																																																
53		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下町交番</td> <td>〒957-0052 新発田市大手町 1-4-13</td> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田駅前交番</td> <td>〒957-0054 新発田市諏訪町 1-16-5</td> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称		所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	下町交番	〒957-0052 新発田市大手町 1-4-13	<u>(削除)</u>		新発田駅前交番	〒957-0054 新発田市諏訪町 1-16-5	<u>(削除)</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下町交番</td> <td>〒957-0052 新発田市大手町 1-4-13</td> <td>24-5245</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田駅前交番</td> <td>〒957-0054 新発田市諏訪町 1-16-5</td> <td>23-3057</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	下町交番	〒957-0052 新発田市大手町 1-4-13	24-5245		新発田駅前交番	〒957-0054 新発田市諏訪町 1-16-5	23-3057																																																									
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																																	
下町交番	〒957-0052 新発田市大手町 1-4-13	<u>(削除)</u>																																																																																		
新発田駅前交番	〒957-0054 新発田市諏訪町 1-16-5	<u>(削除)</u>																																																																																		
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																																	
下町交番	〒957-0052 新発田市大手町 1-4-13	24-5245																																																																																		
新発田駅前交番	〒957-0054 新発田市諏訪町 1-16-5	23-3057																																																																																		
54		(3) 消防本部	(3) 消防本部																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新発田地域広域事務組合 消防本部</td> <td>〒957-0006 新発田市<u>中田町 3-30-2</u></td> <td>22-1119 26-6690</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田消防署</td> <td>〒957-0006 新発田市<u>中田町 3-30-2</u></td> <td>22-3701 26-6690</td> <td>衛星携帯電話番号 090-4126-6130</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	新発田地域広域事務組合 消防本部	〒957-0006 新発田市 <u>中田町 3-30-2</u>	22-1119 26-6690		新発田消防署	〒957-0006 新発田市 <u>中田町 3-30-2</u>	22-3701 26-6690	衛星携帯電話番号 090-4126-6130	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新発田地域広域事務組合 消防本部</td> <td>〒957-0063 新発田市<u>新栄町 1-8-31</u></td> <td>22-1119 26-6690</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田消防署</td> <td>〒957-0063 新発田市<u>新栄町 1-8-31</u></td> <td>22-3701 26-6690</td> <td>衛星携帯電話番号 090-4126-6130</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	新発田地域広域事務組合 消防本部	〒957-0063 新発田市 <u>新栄町 1-8-31</u>	22-1119 26-6690		新発田消防署	〒957-0063 新発田市 <u>新栄町 1-8-31</u>	22-3701 26-6690	衛星携帯電話番号 090-4126-6130																																																									
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																																	
新発田地域広域事務組合 消防本部	〒957-0006 新発田市 <u>中田町 3-30-2</u>	22-1119 26-6690																																																																																		
新発田消防署	〒957-0006 新発田市 <u>中田町 3-30-2</u>	22-3701 26-6690	衛星携帯電話番号 090-4126-6130																																																																																	
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																																	
新発田地域広域事務組合 消防本部	〒957-0063 新発田市 <u>新栄町 1-8-31</u>	22-1119 26-6690																																																																																		
新発田消防署	〒957-0063 新発田市 <u>新栄町 1-8-31</u>	22-3701 26-6690	衛星携帯電話番号 090-4126-6130																																																																																	
		(5) 新発田地域振興局	(5) 新発田地域振興局																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉環境部 (医薬予防課)</td> <td>〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9651 26-6800</td> <td>衛星携帯電話番号 080-1319-0079</td> </tr> <tr> <td>下越動物保護管理センター</td> <td>〒957-0064 新発田市奥山新保 430</td> <td>24-0207 24-0272</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興部 (庶務課)</td> <td>〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9162 22-2670</td> <td>ngt111340@pref.niigata.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>農村整備部 (農村計画課)</td> <td>〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9652 26-7302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (計画調整課)</td> <td>〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9653 26-6449</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (維持管理課)</td> <td>〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>22-3766 26-6449</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (道路課)</td> <td>〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9563 26-6449</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (治水課)</td> <td>〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>22-5115 26-6449</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (ダム管理課)</td> <td>〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-1326 24-0403</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	健康福祉環境部 (医薬予防課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9651 26-6800	衛星携帯電話番号 080-1319-0079	下越動物保護管理センター	〒957-0064 新発田市奥山新保 430	24-0207 24-0272		農業振興部 (庶務課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9162 22-2670	ngt111340@pref.niigata.lg.jp	農村整備部 (農村計画課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9652 26-7302		地域整備部 (計画調整課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9653 26-6449		地域整備部 (維持管理課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	22-3766 26-6449		地域整備部 (道路課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9563 26-6449		地域整備部 (治水課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	22-5115 26-6449		地域整備部 (ダム管理課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-1326 24-0403		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康福祉環境部 (医薬予防課)</td> <td>〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9651 26-6800</td> <td>衛星携帯電話番号 080-1319-0079</td> </tr> <tr> <td>下越動物保護管理センター</td> <td>〒957-0064 新発田市奥山新保 430</td> <td>24-0207 24-0272</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業振興部 (庶務課)</td> <td>〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9162 22-2670</td> <td>ngt111340@pref.niigata.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>農村整備部 (農村計画課)</td> <td>〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9652 26-7302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (計画調整課)</td> <td>〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9653 26-6449</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (維持管理課)</td> <td>〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>22-3766 26-6449</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (道路課)</td> <td>〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-9563 26-6449</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (治水課)</td> <td>〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>22-5115 26-6449</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域整備部 (ダム管理課)</td> <td>〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2</td> <td>26-1326 24-0403</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	健康福祉環境部 (医薬予防課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9651 26-6800	衛星携帯電話番号 080-1319-0079	下越動物保護管理センター	〒957-0064 新発田市奥山新保 430	24-0207 24-0272		農業振興部 (庶務課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9162 22-2670	ngt111340@pref.niigata.lg.jp	農村整備部 (農村計画課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9652 26-7302		地域整備部 (計画調整課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9653 26-6449		地域整備部 (維持管理課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	22-3766 26-6449		地域整備部 (道路課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9563 26-6449		地域整備部 (治水課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	22-5115 26-6449		地域整備部 (ダム管理課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-1326 24-0403		
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																																	
健康福祉環境部 (医薬予防課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9651 26-6800	衛星携帯電話番号 080-1319-0079																																																																																	
下越動物保護管理センター	〒957-0064 新発田市奥山新保 430	24-0207 24-0272																																																																																		
農業振興部 (庶務課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9162 22-2670	ngt111340@pref.niigata.lg.jp																																																																																	
農村整備部 (農村計画課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9652 26-7302																																																																																		
地域整備部 (計画調整課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9653 26-6449																																																																																		
地域整備部 (維持管理課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	22-3766 26-6449																																																																																		
地域整備部 (道路課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9563 26-6449																																																																																		
地域整備部 (治水課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	22-5115 26-6449																																																																																		
地域整備部 (ダム管理課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-1326 24-0403																																																																																		
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																																	
健康福祉環境部 (医薬予防課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9651 26-6800	衛星携帯電話番号 080-1319-0079																																																																																	
下越動物保護管理センター	〒957-0064 新発田市奥山新保 430	24-0207 24-0272																																																																																		
農業振興部 (庶務課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9162 22-2670	ngt111340@pref.niigata.lg.jp																																																																																	
農村整備部 (農村計画課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9652 26-7302																																																																																		
地域整備部 (計画調整課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9653 26-6449																																																																																		
地域整備部 (維持管理課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	22-3766 26-6449																																																																																		
地域整備部 (道路課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-9563 26-6449																																																																																		
地域整備部 (治水課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	22-5115 26-6449																																																																																		
地域整備部 (ダム管理課)	〒957-0016 新発田市豊町 3-3-2	26-1326 24-0403																																																																																		
		(7) 指定公共機関	(7) 指定公共機関																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)新潟支社 <u>新潟保線設備技術センター新潟保線センター</u></td> <td>〒950-0086 新潟市中央区花園 1-1-7</td> <td>025-365-0018 025-247-8126</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>NTT 東日本(株)</u></td> <td>〒951-8519 新潟市中央区 東掘通七番町 1017-1</td> <td>025-227-6801 025-226-8770</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>KDDI(株)新潟支店</u></td> <td>〒951-8055 新潟市中央区礎町通 2ノ町 2077</td> <td>025-224-0077 025-224-0078</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター</td> <td>〒957-0063 新発田市新栄町 3-1-34</td> <td><u>0120-175-366</u> 26-6118</td> <td><u>同左</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	東日本旅客鉄道(株)新潟支社 <u>新潟保線設備技術センター新潟保線センター</u>	〒950-0086 新潟市中央区花園 1-1-7	025-365-0018 025-247-8126		<u>NTT 東日本(株)</u>	〒951-8519 新潟市中央区 東掘通七番町 1017-1	025-227-6801 025-226-8770		<u>KDDI(株)新潟支店</u>	〒951-8055 新潟市中央区礎町通 2ノ町 2077	025-224-0077 025-224-0078		東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター	〒957-0063 新発田市新栄町 3-1-34	<u>0120-175-366</u> 26-6118	<u>同左</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)新潟支社 <u>新潟保線技術センター</u></td> <td>〒950-0086 新潟市中央区花園 1-1-7</td> <td>025-365-0018 025-247-8126</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>東日本電信電話(株)新潟支店</u> (災害対策室)</td> <td>〒951-8065 新潟市中央区 東掘通七番町 1017-1</td> <td>025-227-6801 025-226-8770</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(株)KDDI 新潟支店</u></td> <td>〒951-8055 新潟市中央区礎町通 2ノ町 2077</td> <td>025-224-0077 025-224-0078</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター</td> <td>〒957-0063 新発田市新栄町 3-1-34</td> <td>22-9164 26-6118</td> <td><u>コールセンター(夜間等)</u> <u>0120-175-366</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	東日本旅客鉄道(株)新潟支社 <u>新潟保線技術センター</u>	〒950-0086 新潟市中央区花園 1-1-7	025-365-0018 025-247-8126		<u>東日本電信電話(株)新潟支店</u> (災害対策室)	〒951-8065 新潟市中央区 東掘通七番町 1017-1	025-227-6801 025-226-8770		<u>(株)KDDI 新潟支店</u>	〒951-8055 新潟市中央区礎町通 2ノ町 2077	025-224-0077 025-224-0078		東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター	〒957-0063 新発田市新栄町 3-1-34	22-9164 26-6118	<u>コールセンター(夜間等)</u> <u>0120-175-366</u>																																									
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																																	
東日本旅客鉄道(株)新潟支社 <u>新潟保線設備技術センター新潟保線センター</u>	〒950-0086 新潟市中央区花園 1-1-7	025-365-0018 025-247-8126																																																																																		
<u>NTT 東日本(株)</u>	〒951-8519 新潟市中央区 東掘通七番町 1017-1	025-227-6801 025-226-8770																																																																																		
<u>KDDI(株)新潟支店</u>	〒951-8055 新潟市中央区礎町通 2ノ町 2077	025-224-0077 025-224-0078																																																																																		
東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター	〒957-0063 新発田市新栄町 3-1-34	<u>0120-175-366</u> 26-6118	<u>同左</u>																																																																																	
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																																	
東日本旅客鉄道(株)新潟支社 <u>新潟保線技術センター</u>	〒950-0086 新潟市中央区花園 1-1-7	025-365-0018 025-247-8126																																																																																		
<u>東日本電信電話(株)新潟支店</u> (災害対策室)	〒951-8065 新潟市中央区 東掘通七番町 1017-1	025-227-6801 025-226-8770																																																																																		
<u>(株)KDDI 新潟支店</u>	〒951-8055 新潟市中央区礎町通 2ノ町 2077	025-224-0077 025-224-0078																																																																																		
東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター	〒957-0063 新発田市新栄町 3-1-34	22-9164 26-6118	<u>コールセンター(夜間等)</u> <u>0120-175-366</u>																																																																																	

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																				
55		<p>(9) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)新潟県エルピーガス協会 新発田支部(株丸新発田営業所)</td> <td>〒957-0082 新発田市佐々木 2240-5</td> <td>27-3230 27-6262</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) その他公共的防災関係機関・団体等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくら森林組合</td> <td>〒959-2525 新発田市中倉 48-2</td> <td>29-0600 29-0601</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	(社)新潟県エルピーガス協会 新発田支部(株丸新発田営業所)	〒957-0082 新発田市佐々木 2240-5	27-3230 27-6262	同左	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	さくら森林組合	〒959-2525 新発田市中倉 48-2	29-0600 29-0601		<p>(9) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)新潟県エルピーガス協会 新発田支部(株渡正)</td> <td>〒959-2335 新発田市本田庚 180</td> <td>32-2703 32-2100</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) その他公共的防災関係機関・団体等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号 FAX 番号</th> <th>その他の連絡手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくら森林組合</td> <td>〒959-2492 新発田市中倉 48-2</td> <td>29-0600 29-0601</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	(社)新潟県エルピーガス協会 新発田支部(株渡正)	〒959-2335 新発田市本田庚 180	32-2703 32-2100	(追加)	名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段	さくら森林組合	〒959-2492 新発田市中倉 48-2	29-0600 29-0601																																						
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																					
(社)新潟県エルピーガス協会 新発田支部(株丸新発田営業所)	〒957-0082 新発田市佐々木 2240-5	27-3230 27-6262	同左																																																																					
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																					
さくら森林組合	〒959-2525 新発田市中倉 48-2	29-0600 29-0601																																																																						
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																					
(社)新潟県エルピーガス協会 新発田支部(株渡正)	〒959-2335 新発田市本田庚 180	32-2703 32-2100	(追加)																																																																					
名称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段																																																																					
さくら森林組合	〒959-2492 新発田市中倉 48-2	29-0600 29-0601																																																																						
63	危険区域及び防災施設等に関する資料	<p>2-5 土砂災害警戒情報の危険度レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>情報</th> <th>市、住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>土砂災害特別警報 <u>土砂キキクル「災害切迫」(黒)</u></td> <td>・市は緊急安全確保を発令し、逃げ遅れた住民の救援等にあたる。 ・住民は命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土砂災害危険警報 <u>土砂キキクル「危険」(紫)</u></td> <td>・市は避難指示を発令する。 ・対象地域内の住民は全員ができるだけ早期に避難を完了する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>土砂災害警報</u> <u>土砂キキクル「警戒」(赤)</u></td> <td>・市は高齢者等避難を発令する。 ・対象地域内の避難行動要支援者は避難を開始する。その他の住民は避難の準備または自発的に避難をする。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>土砂災害注意報</u> <u>土砂キキクル「注意」(黄)</u></td> <td>・市は警戒体制に移行し、気象情報の収集・伝達を行う。 ・住民は気象・河川等に関する情報に注意し、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>早期注意情報</u></td> <td>・住民は災害への心構えを高める。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	情報	市、住民に求める行動	5	土砂災害 特別警報 <u>土砂キキクル「災害切迫」(黒)</u>	・市は 緊急安全確保 を発令し、逃げ遅れた住民の救援等にあたる。 ・住民は命を守るための最善の行動をとる。	4	土砂災害 危険警報 <u>土砂キキクル「危険」(紫)</u>	・市は避難指示を発令する。 ・対象地域内の住民は全員ができるだけ早期に避難を完了する。	3	<u>土砂災害警報</u> <u>土砂キキクル「警戒」(赤)</u>	・市は高齢者等避難を発令する。 ・対象地域内の避難行動要支援者は避難を開始する。その他の住民は避難の準備または自発的に避難をする。	2	<u>土砂災害注意報</u> <u>土砂キキクル「注意」(黄)</u>	・市は警戒体制に移行し、気象情報の収集・伝達を行う。 ・住民は気象・河川等に関する情報に注意し、避難に備え自らの避難行動を確認する。	1	<u>早期注意情報</u>	・住民は災害への心構えを高める。	<p>2-5 土砂災害警戒情報の危険度レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>情報</th> <th>市、住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>土砂災害発生</td> <td>・市は災害発生情報を発令し、逃げ遅れた住民の救援等にあたる。 ・住民は命を守るための最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土砂災害警戒情報 <u>土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険・極めて危険)</u></td> <td>・市は避難指示を発令する。 ・対象地域内の住民は全員ができるだけ早期に避難を完了する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td><u>大雨警報(土砂災害)</u> <u>土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</u></td> <td>・市は高齢者等避難を発令する。 ・対象地域内の避難行動要支援者は避難を開始する。その他の住民は避難の準備または自発的に避難をする。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</u></td> <td>・市は警戒体制に移行し、気象情報の収集・伝達を行う。 ・住民は気象・河川等に関する情報に注意し、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>警報級の可能性</td> <td>・住民は災害への心構えを高める。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	情報	市、住民に求める行動	5	土砂災害 発生	・市は 災害発生情報 を発令し、逃げ遅れた住民の救援等にあたる。 ・住民は命を守るための最善の行動をとる。	4	土砂災害警戒情報 <u>土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険・極めて危険)</u>	・市は避難指示を発令する。 ・対象地域内の住民は全員ができるだけ早期に避難を完了する。	3	<u>大雨警報(土砂災害)</u> <u>土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</u>	・市は高齢者等避難を発令する。 ・対象地域内の避難行動要支援者は避難を開始する。その他の住民は避難の準備または自発的に避難をする。	2	<u>土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</u>	・市は警戒体制に移行し、気象情報の収集・伝達を行う。 ・住民は気象・河川等に関する情報に注意し、避難に備え自らの避難行動を確認する。	1	警報級の可能性	・住民は災害への心構えを高める。	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正																																
警戒レベル	情報	市、住民に求める行動																																																																						
5	土砂災害 特別警報 <u>土砂キキクル「災害切迫」(黒)</u>	・市は 緊急安全確保 を発令し、逃げ遅れた住民の救援等にあたる。 ・住民は命を守るための最善の行動をとる。																																																																						
4	土砂災害 危険警報 <u>土砂キキクル「危険」(紫)</u>	・市は避難指示を発令する。 ・対象地域内の住民は全員ができるだけ早期に避難を完了する。																																																																						
3	<u>土砂災害警報</u> <u>土砂キキクル「警戒」(赤)</u>	・市は高齢者等避難を発令する。 ・対象地域内の避難行動要支援者は避難を開始する。その他の住民は避難の準備または自発的に避難をする。																																																																						
2	<u>土砂災害注意報</u> <u>土砂キキクル「注意」(黄)</u>	・市は警戒体制に移行し、気象情報の収集・伝達を行う。 ・住民は気象・河川等に関する情報に注意し、避難に備え自らの避難行動を確認する。																																																																						
1	<u>早期注意情報</u>	・住民は災害への心構えを高める。																																																																						
警戒レベル	情報	市、住民に求める行動																																																																						
5	土砂災害 発生	・市は 災害発生情報 を発令し、逃げ遅れた住民の救援等にあたる。 ・住民は命を守るための最善の行動をとる。																																																																						
4	土砂災害警戒情報 <u>土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険・極めて危険)</u>	・市は避難指示を発令する。 ・対象地域内の住民は全員ができるだけ早期に避難を完了する。																																																																						
3	<u>大雨警報(土砂災害)</u> <u>土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</u>	・市は高齢者等避難を発令する。 ・対象地域内の避難行動要支援者は避難を開始する。その他の住民は避難の準備または自発的に避難をする。																																																																						
2	<u>土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</u>	・市は警戒体制に移行し、気象情報の収集・伝達を行う。 ・住民は気象・河川等に関する情報に注意し、避難に備え自らの避難行動を確認する。																																																																						
1	警報級の可能性	・住民は災害への心構えを高める。																																																																						
64	危険区域及び防災施設等に関する資料	<p>2-6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一覧</p> <p>(1) 市内土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">土砂災害 危険箇所数</th> <th colspan="8">土砂災害警戒区域の指定数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">急傾斜</th> <th colspan="2">土石流</th> <th colspan="2">地滑り</th> <th colspan="2">小計</th> </tr> <tr> <th>特別</th> <th></th> <th>特別</th> <th></th> <th>特別</th> <th></th> <th>特別</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>167</td> <td>83</td> <td>67</td> <td>117</td> <td><u>59</u></td> <td>3</td> <td>0</td> <td>203</td> <td><u>126</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和7年3月末現在</p>	土砂災害 危険箇所数	土砂災害警戒区域の指定数								急傾斜		土石流		地滑り		小計		特別		特別		特別		特別		167	83	67	117	<u>59</u>	3	0	203	<u>126</u>	<p>2-6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一覧</p> <p>(1) 市内土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">土砂災害 危険箇所数</th> <th colspan="8">土砂災害警戒区域の指定数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">急傾斜</th> <th colspan="2">土石流</th> <th colspan="2">地滑り</th> <th colspan="2">小計</th> </tr> <tr> <th>特別</th> <th></th> <th>特別</th> <th></th> <th>特別</th> <th></th> <th>特別</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>167</td> <td>83</td> <td>67</td> <td>117</td> <td><u>61</u></td> <td>3</td> <td>0</td> <td>203</td> <td><u>128</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日現在</p>	土砂災害 危険箇所数	土砂災害警戒区域の指定数								急傾斜		土石流		地滑り		小計		特別		特別		特別		特別		167	83	67	117	<u>61</u>	3	0	203	<u>128</u>	県地域防災計画の反映
土砂災害 危険箇所数	土砂災害警戒区域の指定数																																																																							
	急傾斜			土石流		地滑り		小計																																																																
	特別		特別		特別		特別																																																																	
167	83	67	117	<u>59</u>	3	0	203	<u>126</u>																																																																
土砂災害 危険箇所数	土砂災害警戒区域の指定数																																																																							
	急傾斜		土石流		地滑り		小計																																																																	
	特別		特別		特別		特別																																																																	
167	83	67	117	<u>61</u>	3	0	203	<u>128</u>																																																																

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																		
75	危険区域及び防災施設等に関する資料	<p>2-12 浸水想定区域における要配慮者利用施設等 (令和8年4月1日現在) ア 障がい者福祉施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浸水深</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>避難確保計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">～0.5m</td> <td>スマイル3</td> <td>大手町 6-5-17</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>スマイル8</td> <td>弓越 1315-104</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>コンフォーターラス</td> <td>城北町 2-8-16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中井さくら園</td> <td>小舟町 2-9-13</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>パル comfy 陽だまり苑 (高齢者福祉施設と重複)</td> <td>中央町 5-4-2</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービスらくら</td> <td>城北町 2-8-16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>にこふるビーム</td> <td>東新町 4-4-5</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービスにこふるポップ</td> <td>東新町 4-4-5</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>生活訓練施設らいと</td> <td>押廻 1357</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>スマイル1</td> <td>緑町 2-3-10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">0.5～3m</td> <td>さんさん館i (グループホーム棟含む)</td> <td>島潟 1454 ほか4筆</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ココン新発田</td> <td>新栄町 1-10-16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>叶音 (かのん) AB</td> <td>島潟 1525-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アザレア (東新町)</td> <td>東新町 2-6-13</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アクティビティケアセンターあおの空</td> <td>大手町 5-2-7</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 高齢者福祉施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浸水深</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>避難確保計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">～0.5m</td> <td>はあとふるあたご デイサービスセンター城北町</td> <td>城北町 3-3-31</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンターきらきら</td> <td>城北町 1-1-12</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>パル comfy 陽だまり苑 (障がい者福祉施設と重複)</td> <td>中央町 5-4-2</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>いいでの里</td> <td>金谷 197</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特設養護老人ホーム ぢりめき</td> <td>佐々木地利目木 2610</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>グループホーム ぢりめき</td> <td>佐々木地利目木 2610</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">0.5～3m</td> <td>陽だまり苑</td> <td>岡田 1746-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>加治川の里</td> <td>向中条 2843-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>富塚・のぞみの里</td> <td>富塚 1355</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>島潟地域ふれあいルーム</td> <td>島潟 536-3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大槻地域ふれあいルーム</td> <td>大槻 120</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アクティブデイしばた緑町</td> <td>緑町 1-13-10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム二の丸</td> <td>上館 520-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 医療関連施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浸水深</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>避難確保計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">～0.5m</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>有田病院</td> <td>金谷 197</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.5～3m</td> <td>関塚医院</td> <td>小舟町 2-1-23</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>北越病院</td> <td>緑町 2-20-19</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	浸水深	施設名	所在地	避難確保計画	～0.5m	スマイル3	大手町 6-5-17	○	スマイル8	弓越 1315-104	○	コンフォーターラス	城北町 2-8-16	○	中井さくら園	小舟町 2-9-13	○	パル comfy 陽だまり苑 (高齢者福祉施設と重複)	中央町 5-4-2	○	放課後等デイサービスらくら	城北町 2-8-16	○	にこふるビーム	東新町 4-4-5	○	放課後等デイサービスにこふるポップ	東新町 4-4-5	○	生活訓練施設らいと	押廻 1357	○	スマイル1	緑町 2-3-10	○	0.5～3m	さんさん館i (グループホーム棟含む)	島潟 1454 ほか4筆	○	ココン新発田	新栄町 1-10-16	○	(削除)	(削除)	(削除)	叶音 (かのん) AB	島潟 1525-1	○	アザレア (東新町)	東新町 2-6-13	○	アクティビティケアセンターあおの空	大手町 5-2-7	○				浸水深	施設名	所在地	避難確保計画	～0.5m	はあとふるあたご デイサービスセンター城北町	城北町 3-3-31	○	デイサービスセンターきらきら	城北町 1-1-12	○	パル comfy 陽だまり苑 (障がい者福祉施設と重複)	中央町 5-4-2	○	いいでの里	金谷 197	○	特設養護老人ホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○	グループホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○	(削除)	(削除)	(削除)	0.5～3m	陽だまり苑	岡田 1746-1	○	加治川の里	向中条 2843-1	○	(削除)	(削除)	(削除)	富塚・のぞみの里	富塚 1355	○	島潟地域ふれあいルーム	島潟 536-3	○	大槻地域ふれあいルーム	大槻 120	○	アクティブデイしばた緑町	緑町 1-13-10	○	特別養護老人ホーム二の丸	上館 520-1	○				浸水深	施設名	所在地	避難確保計画	～0.5m	(削除)	(削除)	(削除)	有田病院	金谷 197	○	0.5～3m	関塚医院	小舟町 2-1-23	○	北越病院	緑町 2-20-19	○	<p>2-12 浸水想定区域における要配慮者利用施設等 (令和7年11月1日現在) ア 障がい者福祉施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浸水深</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>避難確保計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">～0.5m</td> <td>スマイル3</td> <td>大手町 6-5-17</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>スマイル8</td> <td>弓越 1315-104</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>コンフォーターラス</td> <td>城北町 2-8-16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中井さくら園</td> <td>小舟町 2-9-13</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>パル comfy 陽だまり苑 (高齢者福祉施設と重複)</td> <td>中央町 5-4-2</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービスらくら</td> <td>城北町 2-8-16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>にこふるビーム</td> <td>東新町 4-4-5</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービスにこふるポップ</td> <td>東新町 4-4-5</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>生活訓練施設らいと</td> <td>押廻 1357</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>スマイル1</td> <td>緑町 2-3-10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">0.5～3m</td> <td>さんさん館i (グループホーム棟含む)</td> <td>島潟 1454 ほか4筆</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ココン新発田</td> <td>新栄町 1-10-16</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>新発田ふれあいの杜 (高齢者福祉施設と重複)</td> <td>城北町 2-9-12</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>叶音 (かのん) AB</td> <td>島潟 1525-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アザレア (東新町)</td> <td>東新町 2-6-13</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アクティビティケアセンターあおの空</td> <td>大手町 5-2-7</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 高齢者福祉施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浸水深</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>避難確保計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">～0.5m</td> <td>はあとふるあたご デイサービスセンター城北町</td> <td>城北町 3-3-31</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンターきらきら</td> <td>城北町 1-1-12</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>パル comfy 陽だまり苑 (障がい者福祉施設と重複)</td> <td>中央町 5-4-2</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>いいでの里</td> <td>金谷 197</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特設養護老人ホーム ぢりめき</td> <td>佐々木地利目木 2610</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>グループホーム ぢりめき</td> <td>佐々木地利目木 2610</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">0.5～3m</td> <td>新発田中井デイサービスセンター</td> <td>小舟町 2-690</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>陽だまり苑</td> <td>岡田 1746-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>加治川の里</td> <td>向中条 2843-1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>新発田ふれあいの杜 (障がい者福祉施設と重複)</td> <td>城北町 2-9-12</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>富塚・のぞみの里</td> <td>富塚 1355</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>島潟地域ふれあいルーム</td> <td>島潟 536-3</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大槻地域ふれあいルーム</td> <td>大槻 120</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アクティブデイしばた緑町</td> <td>緑町 1-13-10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム二の丸</td> <td>上館 520-1</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 医療関連施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>浸水深</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>避難確保計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">～0.5m</td> <td>渡部レディースクリニック</td> <td>新栄町 1-1-6</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>有田病院</td> <td>金谷 197</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.5～3m</td> <td>関塚医院</td> <td>小舟町 2-1-23</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>北越病院</td> <td>緑町 2-20-19</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	浸水深	施設名	所在地	避難確保計画	～0.5m	スマイル3	大手町 6-5-17	○	スマイル8	弓越 1315-104	○	コンフォーターラス	城北町 2-8-16	○	中井さくら園	小舟町 2-9-13	○	パル comfy 陽だまり苑 (高齢者福祉施設と重複)	中央町 5-4-2	○	放課後等デイサービスらくら	城北町 2-8-16	○	にこふるビーム	東新町 4-4-5	○	放課後等デイサービスにこふるポップ	東新町 4-4-5	○	生活訓練施設らいと	押廻 1357	○	スマイル1	緑町 2-3-10	○	0.5～3m	さんさん館i (グループホーム棟含む)	島潟 1454 ほか4筆	○	ココン新発田	新栄町 1-10-16	○	(削除)	(削除)	(削除)	新発田ふれあいの杜 (高齢者福祉施設と重複)	城北町 2-9-12	○	叶音 (かのん) AB	島潟 1525-1	○	アザレア (東新町)	東新町 2-6-13	○	アクティビティケアセンターあおの空	大手町 5-2-7	○	浸水深	施設名	所在地	避難確保計画	～0.5m	はあとふるあたご デイサービスセンター城北町	城北町 3-3-31	○	デイサービスセンターきらきら	城北町 1-1-12	○	パル comfy 陽だまり苑 (障がい者福祉施設と重複)	中央町 5-4-2	○	いいでの里	金谷 197	○	特設養護老人ホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○	グループホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○	(削除)	(削除)	(削除)	0.5～3m	新発田中井デイサービスセンター	小舟町 2-690	○	陽だまり苑	岡田 1746-1	○	加治川の里	向中条 2843-1	○	新発田ふれあいの杜 (障がい者福祉施設と重複)	城北町 2-9-12	○	富塚・のぞみの里	富塚 1355	○	島潟地域ふれあいルーム	島潟 536-3	○	大槻地域ふれあいルーム	大槻 120	○	アクティブデイしばた緑町	緑町 1-13-10	○	特別養護老人ホーム二の丸	上館 520-1	○	浸水深	施設名	所在地	避難確保計画	～0.5m	渡部レディースクリニック	新栄町 1-1-6	○	有田病院	金谷 197	○	0.5～3m	関塚医院	小舟町 2-1-23	○	北越病院	緑町 2-20-19	○	時点修正
浸水深	施設名	所在地	避難確保計画																																																																																																																																																																																																																																																																			
～0.5m	スマイル3	大手町 6-5-17	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	スマイル8	弓越 1315-104	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	コンフォーターラス	城北町 2-8-16	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	中井さくら園	小舟町 2-9-13	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	パル comfy 陽だまり苑 (高齢者福祉施設と重複)	中央町 5-4-2	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	放課後等デイサービスらくら	城北町 2-8-16	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	にこふるビーム	東新町 4-4-5	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	放課後等デイサービスにこふるポップ	東新町 4-4-5	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	生活訓練施設らいと	押廻 1357	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	スマイル1	緑町 2-3-10	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
0.5～3m	さんさん館i (グループホーム棟含む)	島潟 1454 ほか4筆	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	ココン新発田	新栄町 1-10-16	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																			
	叶音 (かのん) AB	島潟 1525-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	アザレア (東新町)	東新町 2-6-13	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	アクティビティケアセンターあおの空	大手町 5-2-7	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
浸水深	施設名	所在地	避難確保計画																																																																																																																																																																																																																																																																			
～0.5m	はあとふるあたご デイサービスセンター城北町	城北町 3-3-31	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	デイサービスセンターきらきら	城北町 1-1-12	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	パル comfy 陽だまり苑 (障がい者福祉施設と重複)	中央町 5-4-2	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	いいでの里	金谷 197	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	特設養護老人ホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	グループホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																			
0.5～3m	陽だまり苑	岡田 1746-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	加治川の里	向中条 2843-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																			
	富塚・のぞみの里	富塚 1355	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	島潟地域ふれあいルーム	島潟 536-3	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	大槻地域ふれあいルーム	大槻 120	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	アクティブデイしばた緑町	緑町 1-13-10	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	特別養護老人ホーム二の丸	上館 520-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
浸水深	施設名	所在地	避難確保計画																																																																																																																																																																																																																																																																			
～0.5m	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																			
	有田病院	金谷 197	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
0.5～3m	関塚医院	小舟町 2-1-23	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	北越病院	緑町 2-20-19	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
浸水深	施設名	所在地	避難確保計画																																																																																																																																																																																																																																																																			
～0.5m	スマイル3	大手町 6-5-17	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	スマイル8	弓越 1315-104	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	コンフォーターラス	城北町 2-8-16	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	中井さくら園	小舟町 2-9-13	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	パル comfy 陽だまり苑 (高齢者福祉施設と重複)	中央町 5-4-2	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	放課後等デイサービスらくら	城北町 2-8-16	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	にこふるビーム	東新町 4-4-5	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	放課後等デイサービスにこふるポップ	東新町 4-4-5	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	生活訓練施設らいと	押廻 1357	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	スマイル1	緑町 2-3-10	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
0.5～3m	さんさん館i (グループホーム棟含む)	島潟 1454 ほか4筆	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	ココン新発田	新栄町 1-10-16	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																			
	新発田ふれあいの杜 (高齢者福祉施設と重複)	城北町 2-9-12	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	叶音 (かのん) AB	島潟 1525-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	アザレア (東新町)	東新町 2-6-13	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	アクティビティケアセンターあおの空	大手町 5-2-7	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
浸水深	施設名	所在地	避難確保計画																																																																																																																																																																																																																																																																			
～0.5m	はあとふるあたご デイサービスセンター城北町	城北町 3-3-31	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	デイサービスセンターきらきら	城北町 1-1-12	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	パル comfy 陽だまり苑 (障がい者福祉施設と重複)	中央町 5-4-2	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	いいでの里	金谷 197	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	特設養護老人ホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	グループホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																			
0.5～3m	新発田中井デイサービスセンター	小舟町 2-690	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	陽だまり苑	岡田 1746-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	加治川の里	向中条 2843-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	新発田ふれあいの杜 (障がい者福祉施設と重複)	城北町 2-9-12	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	富塚・のぞみの里	富塚 1355	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	島潟地域ふれあいルーム	島潟 536-3	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	大槻地域ふれあいルーム	大槻 120	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	アクティブデイしばた緑町	緑町 1-13-10	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	特別養護老人ホーム二の丸	上館 520-1	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
浸水深	施設名	所在地	避難確保計画																																																																																																																																																																																																																																																																			
～0.5m	渡部レディースクリニック	新栄町 1-1-6	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	有田病院	金谷 197	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
0.5～3m	関塚医院	小舟町 2-1-23	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
	北越病院	緑町 2-20-19	○																																																																																																																																																																																																																																																																			

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																												
82	危険区域及び防災施設等に関する資料	<p>2-16 消防機関</p> <p>(5) 消防団員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団数</th> <th>部数</th> <th>定数</th> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>小型動力ポンプ付積載車</th> <th>小型動力ポンプ(車両積載なし)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>81</td> <td>1,205</td> <td>4</td> <td>77</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和8年4月1日現在(資料:地域安全課)</p> <p>(6) 消防水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公設</th> <th>私設</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火栓</td> <td>1,695</td> <td>17</td> <td>1,712</td> </tr> <tr> <td>防火井戸</td> <td>90</td> <td>0</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防火水槽</td> <td>100 m³</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40~100 m³</td> <td>149</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>20~40 m³</td> <td>185</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>その他(プール等)</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和8年4月1日現在(資料:地域安全課)</p>	分団数	部数	定数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ(車両積載なし)	15	81	1,205	4	77	42	区分	公設	私設	計	消火栓	1,695	17	1,712	防火井戸	90	0	90	防火水槽	100 m ³	0	0	40~100 m ³	149	149	20~40 m ³	185	185	その他(プール等)	22	0	22	<p>2-16 消防機関</p> <p>(5) 消防団員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団数</th> <th>部数</th> <th>定数</th> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>小型動力ポンプ付積載車</th> <th>小型動力ポンプ(車両積載なし)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>81</td> <td>1,205</td> <td>4</td> <td>77</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年4月1日現在(資料:地域安全課)</p> <p>(6) 消防水利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公設</th> <th>私設</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火栓</td> <td>1,691</td> <td>16</td> <td>1,707</td> </tr> <tr> <td>防火井戸</td> <td>90</td> <td>0</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防火水槽</td> <td>100 m³</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40~100 m³</td> <td>149</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>20~40 m³</td> <td>186</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>その他(プール等)</td> <td>22</td> <td>0</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年4月1日現在(資料:地域安全課)</p>	分団数	部数	定数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ(車両積載なし)	15	81	1,205	4	77	45	区分	公設	私設	計	消火栓	1,691	16	1,707	防火井戸	90	0	90	防火水槽	100 m ³	0	0	40~100 m ³	149	149	20~40 m ³	186	186	その他(プール等)	22	0	22	時点修正
分団数	部数	定数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ(車両積載なし)																																																																											
15	81	1,205	4	77	42																																																																											
区分	公設	私設	計																																																																													
消火栓	1,695	17	1,712																																																																													
防火井戸	90	0	90																																																																													
防火水槽	100 m ³	0	0																																																																													
	40~100 m ³	149	149																																																																													
	20~40 m ³	185	185																																																																													
その他(プール等)	22	0	22																																																																													
分団数	部数	定数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ(車両積載なし)																																																																											
15	81	1,205	4	77	45																																																																											
区分	公設	私設	計																																																																													
消火栓	1,691	16	1,707																																																																													
防火井戸	90	0	90																																																																													
防火水槽	100 m ³	0	0																																																																													
	40~100 m ³	149	149																																																																													
	20~40 m ³	186	186																																																																													
その他(プール等)	22	0	22																																																																													
83	危険区域及び防災施設等に関する資料	<p>2-17 ヘリポート</p> <p>(2) ヘリポート敵地選定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ヘリポート選択の目安</th> <th>左の基準に対応可能機種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小型</td> <td rowspan="3"> </td> <td>陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m</td> </tr> <tr> <td>警察本部 OH-6 機体長 9.30m</td> </tr> <tr> <td>新潟県ドクターヘリ はるかぜ 機体長 13.00m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新潟県ドクターヘリ AW109SP 機体長13.00m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:県地域防災計画資料編 令和7年度修正版)</p> <p>(4) 県内各機関のヘリコプターの仕様等</p> <p>ア 新潟県消防防災航空隊 連絡先 電話 025-270-0263 (夜間) 025-285-5511 (県庁警備員室)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>愛称</td><td>はくちょう</td></tr> <tr><td>型式</td><td>アグスタ式 AW139 型</td></tr> <tr><td>最大速度</td><td>310 km/h</td></tr> <tr><td>航続距離※1</td><td>857 km (予備燃料を除く)</td></tr> <tr><td>航続時間※1</td><td>4時間03分 (予備燃料を除く)</td></tr> <tr><td>最大運航高度※2</td><td>約 6,096m</td></tr> <tr><td>座席数</td><td>15席 (乗員含む)</td></tr> <tr><td>常駐場所</td><td>新潟空港内</td></tr> </tbody> </table> <p>カ 新潟県西部ドクターヘリ (基地病院:長岡赤十字病院) 連絡先 電話 0258-28-5140 (ドクターヘリ運航管理室) (夜間) 0258-28-3600 (代表)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>型式</td><td>レオナルド式 AW109 S P</td></tr> <tr><td>最大速度</td><td>280 km/h</td></tr> <tr><td>進出距離</td><td>片道 150~190 km</td></tr> <tr><td>定員</td><td>7名</td></tr> <tr><td>待機場所</td><td>長岡赤十字病院</td></tr> </tbody> </table>	区分	ヘリポート選択の目安	左の基準に対応可能機種	小型		陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m	警察本部 OH-6 機体長 9.30m	新潟県ドクターヘリ はるかぜ 機体長 13.00m			新潟県ドクターヘリ AW109SP 機体長13.00m	愛称	はくちょう	型式	アグスタ式 AW139 型	最大速度	310 km/h	航続距離※1	857 km (予備燃料を除く)	航続時間※1	4時間03分 (予備燃料を除く)	最大運航高度※2	約 6,096m	座席数	15席 (乗員含む)	常駐場所	新潟空港内	型式	レオナルド式 AW109 S P	最大速度	280 km/h	進出距離	片道 150~190 km	定員	7名	待機場所	長岡赤十字病院	<p>2-17 ヘリポート</p> <p>(2) ヘリポート敵地選定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ヘリポート選択の目安</th> <th>左の基準に対応可能機種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小型</td> <td rowspan="3"> </td> <td>陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m</td> </tr> <tr> <td>警察本部 OH-6 機体長 9.30m</td> </tr> <tr> <td>新潟県ドクターヘリ BK117C-2 機体長13.03m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料:県地域防災計画資料編 令和2年度修正版)</p> <p>(4) 県内各機関のヘリコプターの仕様等</p> <p>ア 新潟県消防防災航空隊 連絡先 電話 025-270-0263 (夜間) 025-285-5511 (県庁警備員室)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>愛称</td><td>はくちょう</td></tr> <tr><td>型式</td><td>アグスタ式 AW139 型</td></tr> <tr><td>最大速度</td><td>310 km/h</td></tr> <tr><td>航続距離※1</td><td>857 km (予備燃料を除く)</td></tr> <tr><td>航続時間※1</td><td>2時間40分 (予備燃料を除く)</td></tr> <tr><td>最大運航高度※2</td><td>約 6,096m</td></tr> <tr><td>座席数</td><td>15席 (乗員含む)</td></tr> <tr><td>常駐場所</td><td>新潟空港内</td></tr> </tbody> </table> <p>カ 新潟県西部ドクターヘリ (追加) 連絡先 電話 0258-28-3600 (長岡赤十字病院【ドクターヘリ基地病院】) (夜間) 同上</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>型式</td><td>(追加) AW109 S P</td></tr> <tr><td>最大速度</td><td>280 km/h</td></tr> <tr><td>進出距離</td><td>片道 150~190 km</td></tr> <tr><td>定員</td><td>7名</td></tr> <tr><td>待機場所</td><td>長岡赤十字病院</td></tr> </tbody> </table>	区分	ヘリポート選択の目安	左の基準に対応可能機種	小型		陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m	警察本部 OH-6 機体長 9.30m	新潟県ドクターヘリ BK117C-2 機体長13.03m	愛称	はくちょう	型式	アグスタ式 AW139 型	最大速度	310 km/h	航続距離※1	857 km (予備燃料を除く)	航続時間※1	2時間40分 (予備燃料を除く)	最大運航高度※2	約 6,096m	座席数	15席 (乗員含む)	常駐場所	新潟空港内	型式	(追加) AW109 S P	最大速度	280 km/h	進出距離	片道 150~190 km	定員	7名	待機場所	長岡赤十字病院	時点修正					
区分	ヘリポート選択の目安	左の基準に対応可能機種																																																																														
小型		陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m																																																																														
		警察本部 OH-6 機体長 9.30m																																																																														
		新潟県ドクターヘリ はるかぜ 機体長 13.00m																																																																														
		新潟県ドクターヘリ AW109SP 機体長13.00m																																																																														
愛称	はくちょう																																																																															
型式	アグスタ式 AW139 型																																																																															
最大速度	310 km/h																																																																															
航続距離※1	857 km (予備燃料を除く)																																																																															
航続時間※1	4時間03分 (予備燃料を除く)																																																																															
最大運航高度※2	約 6,096m																																																																															
座席数	15席 (乗員含む)																																																																															
常駐場所	新潟空港内																																																																															
型式	レオナルド式 AW109 S P																																																																															
最大速度	280 km/h																																																																															
進出距離	片道 150~190 km																																																																															
定員	7名																																																																															
待機場所	長岡赤十字病院																																																																															
区分	ヘリポート選択の目安	左の基準に対応可能機種																																																																														
小型		陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m																																																																														
		警察本部 OH-6 機体長 9.30m																																																																														
		新潟県ドクターヘリ BK117C-2 機体長13.03m																																																																														
愛称	はくちょう																																																																															
型式	アグスタ式 AW139 型																																																																															
最大速度	310 km/h																																																																															
航続距離※1	857 km (予備燃料を除く)																																																																															
航続時間※1	2時間40分 (予備燃料を除く)																																																																															
最大運航高度※2	約 6,096m																																																																															
座席数	15席 (乗員含む)																																																																															
常駐場所	新潟空港内																																																																															
型式	(追加) AW109 S P																																																																															
最大速度	280 km/h																																																																															
進出距離	片道 150~190 km																																																																															
定員	7名																																																																															
待機場所	長岡赤十字病院																																																																															
85																																																																																
86																																																																																

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
108	食料及び生活必需品等に関する資料	<p>5-5 災害備蓄物資保管状況等</p> <p>(1) 保管場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>小学校区</th> <th>施設の名称</th> <th>指定避難所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">本庁</td> <td rowspan="8">外ヶ輪</td> <td>外ヶ輪小学校</td> <td>○</td> <td>体育館ステージ下</td> </tr> <tr> <td>健康長寿アクトイブ交流センター</td> <td>○</td> <td>あおり館1階インフォメーション裏用具室</td> </tr> <tr> <td>カルチャーセンター</td> <td>○</td> <td>地下(蓄電設備室)</td> </tr> <tr> <td>市民文化会館</td> <td>○</td> <td>空調機械室</td> </tr> <tr> <td>新潟職業能力開発短期大学校</td> <td>○</td> <td>講堂後方の物置</td> </tr> <tr> <td>生涯学習センター</td> <td>○</td> <td>地下室(機械室)</td> </tr> <tr> <td>アイネスしばた</td> <td></td> <td>防災倉庫</td> </tr> <tr> <td>本庁舎</td> <td></td> <td>5階防災倉庫</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和8年4月1日現在</p> <p>(2) 備蓄物資保管状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>保存年数</th> <th>細品目又は規格</th> <th>保管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">食料品</td> <td colspan="4">主食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乾パン</td> <td>11年</td> <td>1,200食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パン類</td> <td>5年</td> <td>パンデバー 1,187食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クラッカー</td> <td>5年</td> <td>1,220食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ご飯</td> <td>5年</td> <td>アルファ米 8,450食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>おかゆ</td> <td>5年</td> <td>アルファ米 500食</td> </tr> <tr> <td colspan="4">副食</td> </tr> <tr> <td colspan="4">保存水</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飲料水</td> <td>5年</td> <td>ペットボトル2ℓ 6,318本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飲料水</td> <td>5年</td> <td>ペットボトル500ml 10,978本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>粉ミルク</td> <td>1年</td> <td>240食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>粉ミルク</td> <td>1年</td> <td>アレルギー対応 180食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液体ミルク</td> <td>1年</td> <td>144本</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">寝具</td> <td colspan="4">毛布</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立ベッド</td> <td></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>折りたたみベッド</td> <td></td> <td>15組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>段ボールベッド</td> <td></td> <td>150組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タオルケット</td> <td></td> <td>1,948枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>敷きマット</td> <td></td> <td>2,007枚</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">避難所用</td> <td colspan="4">間仕切りユニット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>段ボールパーティション</td> <td>6畳</td> <td>51組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パーソナルテント</td> <td></td> <td>2,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パーソナルテント</td> <td></td> <td>4組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ファミリールーム</td> <td></td> <td>130張</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プライベートルーム</td> <td></td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">生活必需品</td> <td colspan="4">防災畳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用簡易トイレ</td> <td></td> <td>208枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>携帯トイレ</td> <td></td> <td>678箱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用簡易トイレ(便座)</td> <td></td> <td>29,500個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立トイレ(便座のみ)</td> <td></td> <td>137セット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立トイレ用簡易テント</td> <td></td> <td>30組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立トイレ用簡易テント</td> <td>中型</td> <td>43組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立トイレ用簡易テント</td> <td></td> <td>5組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙コップ</td> <td></td> <td>2,530個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙皿</td> <td></td> <td>2,400枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸弁</td> <td></td> <td>2,400枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸弁</td> <td></td> <td>3,200個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>先割れスプーン</td> <td></td> <td>2,000個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生理用品</td> <td>3年</td> <td>2,000個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生理用品</td> <td></td> <td>112袋</td> </tr> <tr> <td>衛生</td> <td>おむつ</td> <td>5年</td> <td>乳幼児用</td> <td>704枚</td> </tr> </tbody> </table>	地区	小学校区	施設の名称	指定避難所	備考	本庁	外ヶ輪	外ヶ輪小学校	○	体育館ステージ下	健康長寿アクトイブ交流センター	○	あおり館1階インフォメーション裏用具室	カルチャーセンター	○	地下(蓄電設備室)	市民文化会館	○	空調機械室	新潟職業能力開発短期大学校	○	講堂後方の物置	生涯学習センター	○	地下室(機械室)	アイネスしばた		防災倉庫	本庁舎		5階防災倉庫	区分	品名	保存年数	細品目又は規格	保管数量	食料品	主食					乾パン	11年	1,200食		パン類	5年	パンデバー 1,187食		クラッカー	5年	1,220食		ご飯	5年	アルファ米 8,450食		おかゆ	5年	アルファ米 500食	副食				保存水					飲料水	5年	ペットボトル2ℓ 6,318本		飲料水	5年	ペットボトル500ml 10,978本		粉ミルク	1年	240食		粉ミルク	1年	アレルギー対応 180食		液体ミルク	1年	144本	寝具	毛布					組立ベッド		1組		折りたたみベッド		15組		段ボールベッド		150組		タオルケット		1,948枚		敷きマット		2,007枚	避難所用	間仕切りユニット					段ボールパーティション	6畳	51組		パーソナルテント		2,000枚		パーソナルテント		4組		ファミリールーム		130張		プライベートルーム		5台	生活必需品	防災畳					非常用簡易トイレ		208枚		携帯トイレ		678箱		非常用簡易トイレ(便座)		29,500個		組立トイレ(便座のみ)		137セット		組立トイレ用簡易テント		30組		組立トイレ用簡易テント	中型	43組		組立トイレ用簡易テント		5組		紙コップ		2,530個		紙皿		2,400枚		丸弁		2,400枚		丸弁		3,200個		先割れスプーン		2,000個		生理用品	3年	2,000個		生理用品		112袋	衛生	おむつ	5年	乳幼児用	704枚	<p>5-5 災害備蓄物資保管状況等</p> <p>(1) 保管場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>小学校区</th> <th>施設の名称</th> <th>指定避難所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">本庁</td> <td rowspan="9">外ヶ輪</td> <td>外ヶ輪小学校</td> <td>○</td> <td>体育館ステージ下</td> </tr> <tr> <td>健康長寿アクトイブ交流センター</td> <td>○</td> <td>あおり館1階インフォメーション裏用具室</td> </tr> <tr> <td>カルチャーセンター</td> <td>○</td> <td>地下(蓄電設備室)</td> </tr> <tr> <td>市民文化会館</td> <td>○</td> <td>空調機械室</td> </tr> <tr> <td>新潟職業能力開発短期大学校</td> <td>○</td> <td>講堂後方の物置</td> </tr> <tr> <td>生涯学習センター</td> <td>(追加)</td> <td>地下室(機械室)</td> </tr> <tr> <td>アイネスしばた</td> <td></td> <td>防災倉庫</td> </tr> <tr> <td>本庁舎</td> <td></td> <td>5階防災倉庫</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">令和7年4月1日現在</p> <p>(2) 備蓄物資保管状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>保存年数</th> <th>細品目又は規格</th> <th>保管数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">食料品</td> <td colspan="4">主食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乾パン</td> <td>11年</td> <td>1,260食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パン類</td> <td>5年</td> <td>パンデバー 1,218食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>クラッカー</td> <td>5年</td> <td>1,220食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ご飯</td> <td>5年</td> <td>アルファ米 8,463食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>おかゆ</td> <td>5年</td> <td>アルファ米 500食</td> </tr> <tr> <td colspan="4">副食</td> </tr> <tr> <td colspan="4">保存水</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飲料水</td> <td>5年</td> <td>ペットボトル2ℓ 6,388本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>飲料水</td> <td>5年</td> <td>ペットボトル500ml 11,069本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>粉ミルク</td> <td>1年</td> <td>760食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>粉ミルク</td> <td>1年</td> <td>アレルギー対応 240食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>液体ミルク</td> <td>1年</td> <td>144本</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">寝具</td> <td colspan="4">毛布</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立ベッド</td> <td></td> <td>6,043枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>折りたたみベッド</td> <td></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>段ボールベッド</td> <td></td> <td>15組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タオルケット</td> <td></td> <td>150組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>敷きマット</td> <td></td> <td>1,948枚</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">避難所用</td> <td colspan="4">間仕切りユニット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>段ボールパーティション</td> <td>6畳</td> <td>51組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パーソナルテント</td> <td></td> <td>2,000枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パーソナルテント</td> <td></td> <td>4組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ファミリールーム</td> <td></td> <td>130張</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プライベートルーム</td> <td></td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">生活必需品</td> <td colspan="4">防災畳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用簡易トイレ</td> <td></td> <td>208枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>携帯トイレ</td> <td></td> <td>689箱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用簡易トイレ(便座)</td> <td></td> <td>29,500個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立トイレ(便座のみ)</td> <td></td> <td>137セット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立トイレ用簡易テント</td> <td></td> <td>30組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立トイレ用簡易テント</td> <td>中型</td> <td>43組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立トイレ用簡易テント</td> <td></td> <td>5組</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙コップ</td> <td></td> <td>2,530個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紙皿</td> <td></td> <td>2,400枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸弁</td> <td></td> <td>2,400枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸弁</td> <td></td> <td>3,200個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>先割れスプーン</td> <td></td> <td>2,000個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生理用品</td> <td>3年</td> <td>2,000個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生理用品</td> <td></td> <td>115袋</td> </tr> <tr> <td>衛生</td> <td>おむつ</td> <td>5年</td> <td>乳幼児用</td> <td>660枚</td> </tr> </tbody> </table>	地区	小学校区	施設の名称	指定避難所	備考	本庁	外ヶ輪	外ヶ輪小学校	○	体育館ステージ下	健康長寿アクトイブ交流センター	○	あおり館1階インフォメーション裏用具室	カルチャーセンター	○	地下(蓄電設備室)	市民文化会館	○	空調機械室	新潟職業能力開発短期大学校	○	講堂後方の物置	生涯学習センター	(追加)	地下室(機械室)	アイネスしばた		防災倉庫	本庁舎		5階防災倉庫	区分	品名	保存年数	細品目又は規格	保管数量	食料品	主食					乾パン	11年	1,260食		パン類	5年	パンデバー 1,218食		クラッカー	5年	1,220食		ご飯	5年	アルファ米 8,463食		おかゆ	5年	アルファ米 500食	副食				保存水					飲料水	5年	ペットボトル2ℓ 6,388本		飲料水	5年	ペットボトル500ml 11,069本		粉ミルク	1年	760食		粉ミルク	1年	アレルギー対応 240食		液体ミルク	1年	144本	寝具	毛布					組立ベッド		6,043枚		折りたたみベッド		1組		段ボールベッド		15組		タオルケット		150組		敷きマット		1,948枚	避難所用	間仕切りユニット					段ボールパーティション	6畳	51組		パーソナルテント		2,000枚		パーソナルテント		4組		ファミリールーム		130張		プライベートルーム		5台	生活必需品	防災畳					非常用簡易トイレ		208枚		携帯トイレ		689箱		非常用簡易トイレ(便座)		29,500個		組立トイレ(便座のみ)		137セット		組立トイレ用簡易テント		30組		組立トイレ用簡易テント	中型	43組		組立トイレ用簡易テント		5組		紙コップ		2,530個		紙皿		2,400枚		丸弁		2,400枚		丸弁		3,200個		先割れスプーン		2,000個		生理用品	3年	2,000個		生理用品		115袋	衛生	おむつ	5年	乳幼児用	660枚	時点修正
地区	小学校区	施設の名称	指定避難所	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
本庁	外ヶ輪	外ヶ輪小学校	○	体育館ステージ下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		健康長寿アクトイブ交流センター	○	あおり館1階インフォメーション裏用具室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		カルチャーセンター	○	地下(蓄電設備室)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		市民文化会館	○	空調機械室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新潟職業能力開発短期大学校	○	講堂後方の物置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		生涯学習センター	○	地下室(機械室)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		アイネスしばた		防災倉庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		本庁舎		5階防災倉庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
区分	品名	保存年数	細品目又は規格	保管数量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
食料品	主食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		乾パン	11年	1,200食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		パン類	5年	パンデバー 1,187食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		クラッカー	5年	1,220食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		ご飯	5年	アルファ米 8,450食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		おかゆ	5年	アルファ米 500食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	副食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	保存水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		飲料水	5年	ペットボトル2ℓ 6,318本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		飲料水	5年	ペットボトル500ml 10,978本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		粉ミルク	1年	240食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		粉ミルク	1年	アレルギー対応 180食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		液体ミルク	1年	144本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	寝具	毛布																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		組立ベッド		1組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		折りたたみベッド		15組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		段ボールベッド		150組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		タオルケット		1,948枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		敷きマット		2,007枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
避難所用	間仕切りユニット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		段ボールパーティション	6畳	51組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		パーソナルテント		2,000枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		パーソナルテント		4組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		ファミリールーム		130張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		プライベートルーム		5台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
生活必需品	防災畳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		非常用簡易トイレ		208枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		携帯トイレ		678箱																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		非常用簡易トイレ(便座)		29,500個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		組立トイレ(便座のみ)		137セット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		組立トイレ用簡易テント		30組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		組立トイレ用簡易テント	中型	43組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		組立トイレ用簡易テント		5組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		紙コップ		2,530個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		紙皿		2,400枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		丸弁		2,400枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		丸弁		3,200個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		先割れスプーン		2,000個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		生理用品	3年	2,000個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	生理用品		112袋																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
衛生	おむつ	5年	乳幼児用	704枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
地区	小学校区	施設の名称	指定避難所	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
本庁	外ヶ輪	外ヶ輪小学校	○	体育館ステージ下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		健康長寿アクトイブ交流センター	○	あおり館1階インフォメーション裏用具室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		カルチャーセンター	○	地下(蓄電設備室)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		市民文化会館	○	空調機械室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新潟職業能力開発短期大学校	○	講堂後方の物置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		生涯学習センター	(追加)	地下室(機械室)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		アイネスしばた		防災倉庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		本庁舎		5階防災倉庫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		区分	品名	保存年数	細品目又は規格	保管数量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
食料品	主食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		乾パン	11年	1,260食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		パン類	5年	パンデバー 1,218食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		クラッカー	5年	1,220食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		ご飯	5年	アルファ米 8,463食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		おかゆ	5年	アルファ米 500食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	副食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	保存水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		飲料水	5年	ペットボトル2ℓ 6,388本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		飲料水	5年	ペットボトル500ml 11,069本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		粉ミルク	1年	760食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		粉ミルク	1年	アレルギー対応 240食																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		液体ミルク	1年	144本																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	寝具	毛布																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		組立ベッド		6,043枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		折りたたみベッド		1組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		段ボールベッド		15組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		タオルケット		150組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		敷きマット		1,948枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
避難所用	間仕切りユニット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		段ボールパーティション	6畳	51組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		パーソナルテント		2,000枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		パーソナルテント		4組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		ファミリールーム		130張																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		プライベートルーム		5台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
生活必需品	防災畳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		非常用簡易トイレ		208枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		携帯トイレ		689箱																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		非常用簡易トイレ(便座)		29,500個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		組立トイレ(便座のみ)		137セット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		組立トイレ用簡易テント		30組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		組立トイレ用簡易テント	中型	43組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		組立トイレ用簡易テント		5組																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		紙コップ		2,530個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		紙皿		2,400枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		丸弁		2,400枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		丸弁		3,200個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		先割れスプーン		2,000個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		生理用品	3年	2,000個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	生理用品		115袋																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
衛生	おむつ	5年	乳幼児用	660枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

頁	内容	新				旧				修正理由		
		品	おむつ	5年	大人用	1,050枚		おむつ	5年	大人用	900枚	
			トイレットペーパー	年		1,056ロール		トイレットペーパー	年		1,056ロール	
			ウェットティッシュ	5年		200袋		ウェットティッシュ	5年		250袋	
			マスク		1箱50枚	720箱		マスク		1箱50枚	720箱	
			ペーパータオル			1,800袋		ペーパータオル			1,800袋	
			歯ブラシ(大人用)			10,000本		歯ブラシ(大人用)			1,000本	
			歯ブラシ(子ども用)			500本		歯ブラシ(子ども用)			500本	
			消毒アルコール(一斗缶)	5年		15缶		消毒アルコール(一斗缶)	5年		15缶	
			農業用マルチ			29巻		農業用マルチ			29巻	
			園芸用ボール			364本		園芸用ボール			364本	
		感染予防品	避難所運営セット			51セット		避難所運営セット			51セット	
					消しゴム付き鉛筆	12本				消しゴム付き鉛筆	12本	
					鉛筆削り	1個				鉛筆削り	1個	
					ボールペン	10本				ボールペン	10本	
					マッキー(黒)	1本				マッキー(黒)	1本	
					マッキー(赤)	1本				マッキー(赤)	1本	
					セロテープ	1個				セロテープ	1個	
					ハサミ	1個				ハサミ	1個	
					手指用消毒液	1本				手指用消毒液	1本	
					タオル(白)	10枚				タオル(白)	10枚	
					タオル(青)	10枚				タオル(青)	10枚	
					スズランテープ(赤)	1巻				スズランテープ(赤)	1巻	
					スズランテープ(青)	1巻				スズランテープ(青)	1巻	
					養生テープ	5巻				養生テープ	5巻	
					ハンドソープ	4本				ハンドソープ	4本	
					ハンドソープ詰替え用	1本				ハンドソープ詰替え用	1本	
					フェイスシールド	10枚				フェイスシールド	10枚	
					使い捨て手袋(M)	1箱				使い捨て手袋(M)	1箱	
					使い捨て手袋(L)	1箱				使い捨て手袋(L)	1箱	
					ハイター(2.5ℓ)	1本				ハイター(2.5ℓ)	1本	
					クラフトテープ(紙ガムテープ)	1巻				クラフトテープ(紙ガムテープ)	1巻	
					非接触型温度計	1台				非接触型温度計	1台	
					ポリ袋(20枚入)	1袋				ポリ袋(20枚入)	1袋	
					白紙(A3)	50枚				白紙(A3)	50枚	
			防護服			60着		防護服			60着	
			シューズカバー			60セット		シューズカバー			60セット	
			オートディスペンサー			3機		オートディスペンサー			3機	
			アルコールスタンド			3台		アルコールスタンド			3台	
		その他	スコップ			20本		スコップ			20本	
			段ボール			258枚		段ボール			258枚	
			石油ストーブ			109台		石油ストーブ			109台	
			電子レンジ			1台		電子レンジ			1台	
			懐中電灯			114個		懐中電灯			114個	
			ランタン			114台		ランタン			114台	
			発電機			51台		発電機			50台	
			投光機			51台		投光機			51台	
			コードリール			47台		コードリール			30台	
			蓄電池		県貸与品 102台	111台		蓄電池		県貸与品 102台	111台	
			ブルーシート			491枚		ブルーシート			496枚	
			炊飯袋			4,000枚		炊飯袋			4,000枚	
			テント		2×3間	3組		テント		2×3間	3組	
			ほ乳瓶			100本		ほ乳瓶			100本	
			発熱剤			1,250セット		発熱剤			1,050セット	
			ポリタンク			76個		ポリタンク			76個	
			ポリバケツ			50個		ポリバケツ			50個	
			ポリバケツ内側			57個		ポリバケツ内側			57個	
			給水袋			300袋		給水袋			300袋	
			ビブス			1,020着		ビブス			640着	

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																																																												
		<table border="1"> <tr><td>扇風機</td><td></td><td>96台</td></tr> <tr><td>灯油ポンプ</td><td></td><td>24個</td></tr> <tr><td>誘導灯</td><td></td><td>102本</td></tr> <tr><td>ストーブガード</td><td></td><td>70枚</td></tr> </table> <p>令和8年4月1日現在</p>	扇風機		96台	灯油ポンプ		24個	誘導灯		102本	ストーブガード		70枚	<table border="1"> <tr><td>扇風機</td><td></td><td>96台</td></tr> <tr><td>灯油ポンプ</td><td></td><td>24個</td></tr> <tr><td>誘導灯</td><td></td><td>36本</td></tr> <tr><td>ストーブガード</td><td></td><td>70枚</td></tr> </table> <p>令和7年4月1日現在</p>	扇風機		96台	灯油ポンプ		24個	誘導灯		36本	ストーブガード		70枚																																																																																																					
扇風機		96台																																																																																																																														
灯油ポンプ		24個																																																																																																																														
誘導灯		102本																																																																																																																														
ストーブガード		70枚																																																																																																																														
扇風機		96台																																																																																																																														
灯油ポンプ		24個																																																																																																																														
誘導灯		36本																																																																																																																														
ストーブガード		70枚																																																																																																																														
114	通信に関する資料	<p>7-1 市が使用可能な通信手段</p> <p>(1) 電話回線など</p> <p>ア NTT一般加入電話</p> <p>イ NTT災害時優先電話</p> <p>ウ NTTDoCoMo 災害時優先携帯電話</p> <p>エ 東豊コミュニティ防災センター</p> <p>オ KDDI 災害時優先携帯電話</p>	<p>7-1 市が使用可能な通信手段</p> <p>(1) 電話回線など</p> <p>ア NTT一般加入電話</p> <p>イ NTT災害時優先電話</p> <p>ウ NTTDoCoMo 災害時優先携帯電話</p> <p>エ NTTDoCoMo 衛星携帯電話</p> <p>オ KDDI 災害時優先携帯電話</p>	時点修正																																																																																																																												
116	通信に関する資料	<p>7-2 災害時優先電話</p> <p>(3) 特設公衆電話</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>避難所名</th> <th>住所</th> <th>設置場所</th> <th>回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51</td> <td>東豊コミュニティ防災センター</td> <td>豊町4-8-30</td> <td></td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※差込口のみ常設で、電話機は各施設1台配布済み。使用回線数に応じて一般の電話に繋げて使用する。</p> <p>令和8年4月1日現在（資料：地域安全課【NTT東日本-関信越新潟災害対策室】）</p>	No.	避難所名	住所	設置場所	回線数	51	東豊コミュニティ防災センター	豊町4-8-30		3	<p>7-2 災害時優先電話</p> <p>(3) 特設公衆電話</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>避難所名</th> <th>住所</th> <th>設置場所</th> <th>回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※差込口のみ常設で、電話機は各施設1台配布済み。使用回線数に応じて一般の電話に繋げて使用する。</p> <p>令和7年4月1日現在（資料：地域安全課【NTT東日本-関信越新潟災害対策室】）</p>	No.	避難所名	住所	設置場所	回線数		(追加)				時点修正																																																																																																								
No.	避難所名	住所	設置場所	回線数																																																																																																																												
51	東豊コミュニティ防災センター	豊町4-8-30		3																																																																																																																												
No.	避難所名	住所	設置場所	回線数																																																																																																																												
	(追加)																																																																																																																															
124	避難施設に関する資料	<p>8-2 福祉避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>管理者</th> <th>収容可能人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>新発田地域生活総合支援センターさんさん館i</td> <td>島潟1454</td> <td>22-9900</td> <td rowspan="2">社会福祉法人 のぞみの家福祉会</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>生活介護事業所あおの風</td> <td>御幸町2-14-14</td> <td>28-8631</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ほっとしばたケアセンター (認知症対応型共同生活介護)</td> <td>豊町3-5-11</td> <td>23-0155</td> <td rowspan="3">株式会社 ほっとしばた ケアセンター</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ほっとしばたケアセンターひまわり (通所介護サービス)</td> <td>豊町3-5-12</td> <td>23-0155</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ほっとしばたケアセンター (短期入所生活介護サービス)</td> <td>豊町3-5-12</td> <td>23-0155</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>介護老人保健施設 二王子</td> <td>虎丸452</td> <td>25-3737</td> <td>医療法人社団 M&B コラボレーシ ョン</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>特別養護老人ホーム二の丸</td> <td>上館520番地1</td> <td>23-3166</td> <td rowspan="2">社会福祉法人 二王子会</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>特別養護老人ホームつきおかの里</td> <td>本田壬393番地</td> <td>32-3925</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>バルcomfy 陽だまり苑</td> <td>中央町5-4-2</td> <td>23-1117</td> <td>社会福祉法人いじみ の福祉会</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>大峰保育園</td> <td>下小中山328-1</td> <td>33-2745</td> <td>新発田市</td> <td>36人</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和8年5月27日現在</p>	No.	施設の名称	所在地	電話番号	管理者	収容可能人員	1	新発田地域生活総合支援センターさんさん館i	島潟1454	22-9900	社会福祉法人 のぞみの家福祉会	10人	2	生活介護事業所あおの風	御幸町2-14-14	28-8631	15人	3	ほっとしばたケアセンター (認知症対応型共同生活介護)	豊町3-5-11	23-0155	株式会社 ほっとしばた ケアセンター	10人	4	ほっとしばたケアセンターひまわり (通所介護サービス)	豊町3-5-12	23-0155	10人	5	ほっとしばたケアセンター (短期入所生活介護サービス)	豊町3-5-12	23-0155	10人	6	介護老人保健施設 二王子	虎丸452	25-3737	医療法人社団 M&B コラボレーシ ョン	10人	7	特別養護老人ホーム二の丸	上館520番地1	23-3166	社会福祉法人 二王子会	10人	8	特別養護老人ホームつきおかの里	本田壬393番地	32-3925	10人	9	バルcomfy 陽だまり苑	中央町5-4-2	23-1117	社会福祉法人いじみ の福祉会	10人	10	大峰保育園	下小中山328-1	33-2745	新発田市	36人	<p>8-2 福祉避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>管理者</th> <th>収容可能人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>新発田地域生活総合支援センターさんさん館i</td> <td>島潟1454</td> <td>22-9900</td> <td rowspan="2">社会福祉法人 のぞみの家福祉会</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>生活介護事業所あおの風</td> <td>御幸町2-14-14</td> <td>28-8631</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ほっとしばたケアセンター (認知症対応型共同生活介護)</td> <td>豊町3-5-11</td> <td>23-0155</td> <td rowspan="3">株式会社 ほっとしばた ケアセンター</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ほっとしばたケアセンターひまわり (通所介護サービス)</td> <td>豊町3-5-12</td> <td>23-0155</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ほっとしばたケアセンター (短期入所生活介護サービス)</td> <td>豊町3-5-12</td> <td>23-0155</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>介護老人保健施設 二王子</td> <td>虎丸452</td> <td>25-3737</td> <td>医療法人社団 M&B コラボレーシ ョン</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>特別養護老人ホーム二の丸</td> <td>上館520番地1</td> <td>23-3166</td> <td rowspan="2">社会福祉法人 二王子会</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>特別養護老人ホームつきおかの里</td> <td>本田壬393番地</td> <td>32-3925</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>バルcomfy 陽だまり苑</td> <td>中央町5-4-2</td> <td>23-1117</td> <td>社会福祉法人いじみ の福祉会</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年11月1日現在</p>	No.	施設の名称	所在地	電話番号	管理者	収容可能人員	1	新発田地域生活総合支援センターさんさん館i	島潟1454	22-9900	社会福祉法人 のぞみの家福祉会	10人	2	生活介護事業所あおの風	御幸町2-14-14	28-8631	15人	3	ほっとしばたケアセンター (認知症対応型共同生活介護)	豊町3-5-11	23-0155	株式会社 ほっとしばた ケアセンター	10人	4	ほっとしばたケアセンターひまわり (通所介護サービス)	豊町3-5-12	23-0155	10人	5	ほっとしばたケアセンター (短期入所生活介護サービス)	豊町3-5-12	23-0155	10人	6	介護老人保健施設 二王子	虎丸452	25-3737	医療法人社団 M&B コラボレーシ ョン	10人	7	特別養護老人ホーム二の丸	上館520番地1	23-3166	社会福祉法人 二王子会	10人	8	特別養護老人ホームつきおかの里	本田壬393番地	32-3925	10人	9	バルcomfy 陽だまり苑	中央町5-4-2	23-1117	社会福祉法人いじみ の福祉会	10人		(追加)					大峰保育園が福祉避難所に追加されるに伴う修正
No.	施設の名称	所在地	電話番号	管理者	収容可能人員																																																																																																																											
1	新発田地域生活総合支援センターさんさん館i	島潟1454	22-9900	社会福祉法人 のぞみの家福祉会	10人																																																																																																																											
2	生活介護事業所あおの風	御幸町2-14-14	28-8631		15人																																																																																																																											
3	ほっとしばたケアセンター (認知症対応型共同生活介護)	豊町3-5-11	23-0155	株式会社 ほっとしばた ケアセンター	10人																																																																																																																											
4	ほっとしばたケアセンターひまわり (通所介護サービス)	豊町3-5-12	23-0155		10人																																																																																																																											
5	ほっとしばたケアセンター (短期入所生活介護サービス)	豊町3-5-12	23-0155		10人																																																																																																																											
6	介護老人保健施設 二王子	虎丸452	25-3737	医療法人社団 M&B コラボレーシ ョン	10人																																																																																																																											
7	特別養護老人ホーム二の丸	上館520番地1	23-3166	社会福祉法人 二王子会	10人																																																																																																																											
8	特別養護老人ホームつきおかの里	本田壬393番地	32-3925		10人																																																																																																																											
9	バルcomfy 陽だまり苑	中央町5-4-2	23-1117	社会福祉法人いじみ の福祉会	10人																																																																																																																											
10	大峰保育園	下小中山328-1	33-2745	新発田市	36人																																																																																																																											
No.	施設の名称	所在地	電話番号	管理者	収容可能人員																																																																																																																											
1	新発田地域生活総合支援センターさんさん館i	島潟1454	22-9900	社会福祉法人 のぞみの家福祉会	10人																																																																																																																											
2	生活介護事業所あおの風	御幸町2-14-14	28-8631		15人																																																																																																																											
3	ほっとしばたケアセンター (認知症対応型共同生活介護)	豊町3-5-11	23-0155	株式会社 ほっとしばた ケアセンター	10人																																																																																																																											
4	ほっとしばたケアセンターひまわり (通所介護サービス)	豊町3-5-12	23-0155		10人																																																																																																																											
5	ほっとしばたケアセンター (短期入所生活介護サービス)	豊町3-5-12	23-0155		10人																																																																																																																											
6	介護老人保健施設 二王子	虎丸452	25-3737	医療法人社団 M&B コラボレーシ ョン	10人																																																																																																																											
7	特別養護老人ホーム二の丸	上館520番地1	23-3166	社会福祉法人 二王子会	10人																																																																																																																											
8	特別養護老人ホームつきおかの里	本田壬393番地	32-3925		10人																																																																																																																											
9	バルcomfy 陽だまり苑	中央町5-4-2	23-1117	社会福祉法人いじみ の福祉会	10人																																																																																																																											
	(追加)																																																																																																																															

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																																																																																				
125	避難施設に関する資料	<p>8-3 指定緊急避難場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">小学校区</th> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th rowspan="2">受入可能面積</th> <th rowspan="2">収容可能人数</th> <th colspan="4">災害種別毎の指定の有無</th> <th colspan="2">加治川氾濫時の最大浸水深</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> <th>津波</th> <th>県(100mm/h)</th> <th>市(70mm/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">御免町</td> <td>御免町小学校</td> <td>大栄町 4-5-33</td> <td>22-2216</td> <td>13,958</td> <td>13,958</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一中学校</td> <td>御幸町 4-5-25</td> <td>23-1151</td> <td>20,415</td> <td>20,415</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田農業高等学校</td> <td>大栄町 6-4-23</td> <td>22-2303</td> <td>19,775</td> <td>19,775</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田南高等学校</td> <td>大栄町 3-6-6</td> <td>22-2178</td> <td>17,356</td> <td>17,356</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南公園</td> <td>大栄町 3-4</td> <td></td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小学校区	施設の名称	所在地	電話番号	受入可能面積	収容可能人数	災害種別毎の指定の有無				加治川氾濫時の最大浸水深		地震	洪水	土砂災害	津波	県(100mm/h)	市(70mm/h)	御免町	御免町小学校	大栄町 4-5-33	22-2216	13,958	13,958	○	○	○	○			第一中学校	御幸町 4-5-25	23-1151	20,415	20,415	○	○	○	○			新発田農業高等学校	大栄町 6-4-23	22-2303	19,775	19,775	○	○	○	○			新発田南高等学校	大栄町 3-6-6	22-2178	17,356	17,356	○	○	○	○			南公園	大栄町 3-4		14,000	14,000	○	○	○	○			<p>8-3 指定緊急避難場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">小学校区</th> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th rowspan="2">受入可能面積</th> <th rowspan="2">収容可能人数</th> <th colspan="4">災害種別毎の指定の有無</th> <th colspan="2">加治川氾濫時の最大浸水深</th> </tr> <tr> <th>地震</th> <th>洪水</th> <th>土砂災害</th> <th>津波</th> <th>県(100mm/h)</th> <th>市(70mm/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">御免町</td> <td>御免町小学校</td> <td>大栄町 4-5-33</td> <td>22-2216</td> <td>13,958</td> <td>13,958</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一中学校</td> <td>御幸町 4-5-25</td> <td>23-1151</td> <td>20,415</td> <td>20,415</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田農業高等学校</td> <td>大栄町 6-4-23</td> <td>23-2303</td> <td>19,775</td> <td>19,775</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田南高等学校</td> <td>大栄町 3-6-6</td> <td>22-2178</td> <td>17,356</td> <td>17,356</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南公園</td> <td>大栄町 3-4</td> <td></td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小学校区	施設の名称	所在地	電話番号	受入可能面積	収容可能人数	災害種別毎の指定の有無				加治川氾濫時の最大浸水深		地震	洪水	土砂災害	津波	県(100mm/h)	市(70mm/h)	御免町	御免町小学校	大栄町 4-5-33	22-2216	13,958	13,958	○	○	○	○			第一中学校	御幸町 4-5-25	23-1151	20,415	20,415	○	○	○	○			新発田農業高等学校	大栄町 6-4-23	23-2303	19,775	19,775	○	○	○	○			新発田南高等学校	大栄町 3-6-6	22-2178	17,356	17,356	○	○	○	○			南公園	大栄町 3-4		14,000	14,000	○	○	○	○			誤字修正
小学校区	施設の名称	所在地							電話番号	受入可能面積	収容可能人数	災害種別毎の指定の有無				加治川氾濫時の最大浸水深																																																																																																																																								
			地震	洪水	土砂災害	津波	県(100mm/h)	市(70mm/h)																																																																																																																																																
御免町	御免町小学校	大栄町 4-5-33	22-2216	13,958	13,958	○	○	○	○																																																																																																																																															
	第一中学校	御幸町 4-5-25	23-1151	20,415	20,415	○	○	○	○																																																																																																																																															
	新発田農業高等学校	大栄町 6-4-23	22-2303	19,775	19,775	○	○	○	○																																																																																																																																															
	新発田南高等学校	大栄町 3-6-6	22-2178	17,356	17,356	○	○	○	○																																																																																																																																															
	南公園	大栄町 3-4		14,000	14,000	○	○	○	○																																																																																																																																															
小学校区	施設の名称	所在地	電話番号	受入可能面積	収容可能人数	災害種別毎の指定の有無				加治川氾濫時の最大浸水深																																																																																																																																														
						地震	洪水	土砂災害	津波	県(100mm/h)	市(70mm/h)																																																																																																																																													
御免町	御免町小学校	大栄町 4-5-33	22-2216	13,958	13,958	○	○	○	○																																																																																																																																															
	第一中学校	御幸町 4-5-25	23-1151	20,415	20,415	○	○	○	○																																																																																																																																															
	新発田農業高等学校	大栄町 6-4-23	23-2303	19,775	19,775	○	○	○	○																																																																																																																																															
	新発田南高等学校	大栄町 3-6-6	22-2178	17,356	17,356	○	○	○	○																																																																																																																																															
	南公園	大栄町 3-4		14,000	14,000	○	○	○	○																																																																																																																																															
129	避難所予定施設	<p>8-6 避難所予定施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難所予定施設</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東町公会堂</td> <td>諏訪町 3-6-15</td> <td>26-1931</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史図書館</td> <td>中央町 4-11-27</td> <td>24-2100</td> <td>2,084.51 m²</td> </tr> <tr> <td>ふれあい会館</td> <td>中央町 5-4-9</td> <td></td> <td>190.61 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和8年5月27日現在 (資料：人権啓発課、市民まちづくり支援課、健康推進課、農林水産課、<u>歴史図書館</u>)</p>	避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積	東町公会堂	諏訪町 3-6-15	26-1931		歴史図書館	中央町 4-11-27	24-2100	2,084.51 m ²	ふれあい会館	中央町 5-4-9		190.61 m ²	<p>8-6 避難所予定施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難所予定施設</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東町公会堂</td> <td>諏訪町 3-6-15</td> <td>26-1931</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>ふれあい会館</td> <td>中央町 5-4-9</td> <td></td> <td>190.61 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年11月1日現在 (資料：人権啓発課、市民まちづくり支援課、健康推進課、農林水産課 (追加))</p>	避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積	東町公会堂	諏訪町 3-6-15	26-1931		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	ふれあい会館	中央町 5-4-9		190.61 m ²	歴史図書館が避難所予定施設に追加されることに伴う修正																																																																																																																				
避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積																																																																																																																																																					
東町公会堂	諏訪町 3-6-15	26-1931																																																																																																																																																						
歴史図書館	中央町 4-11-27	24-2100	2,084.51 m ²																																																																																																																																																					
ふれあい会館	中央町 5-4-9		190.61 m ²																																																																																																																																																					
避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積																																																																																																																																																					
東町公会堂	諏訪町 3-6-15	26-1931																																																																																																																																																						
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																																																																																																																																																					
ふれあい会館	中央町 5-4-9		190.61 m ²																																																																																																																																																					

頁	内容	新					旧					修正理由
134	応援協定等に関する資料	9-1 災害協定締結状況 (1) 自治体等相互応援協定					9-1 災害協定締結状況 (1) 自治体等相互応援協定					時点修正
		協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	
		災害応急対策活動の相互応援に関する協定（義士親善友好都市交流会議（忠臣蔵サミット））	北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市・桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区・港区・新宿区・墨田区、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市・野洲市、兵庫県相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、加東市、赤穂市、広島県三次市、熊本県山鹿市	H8.4.1	(1)非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供 (2)被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 (3)被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供	144	災害応急対策活動の相互応援に関する協定（義士親善友好都市交流会議（忠臣蔵サミット））	北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市・桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区・港区・新宿区・墨田区、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市・野洲市、兵庫県相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、加東市、赤穂市、広島県三次市、熊本県山鹿市	H8.4.1	(1)非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供 (2)被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 (3)被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供	141	
		災害時における相互応援協定（新発田地域広域消防本部管内市町村）	胎内市、聖籠町	H8.4.1	(1)住民の生命と財産を守るための救出救助、医療救護、防疫等の応急活動 (2)食糧、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5)児童、生徒の受入れ (6)被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋	146	災害時における相互応援協定（新発田地域広域消防本部管内市町村）	胎内市、聖籠町	H8.4.1	(1)住民の生命と財産を守るための救出救助、医療救護、防疫等の応急活動 (2)食糧、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5)児童、生徒の受入れ (6)被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋	143	
		友好都市災害時相互応援協定（石川県加賀市）	石川県加賀市	H8.9.1	(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 (2)食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 (3)被災者を一時収容するために必要な施設の提供及び斡旋 (4)応援に必要な職員の派遣 (5)災害救助ボランティアの斡旋 (6)被災家庭の児童生徒の受入れ	148	友好都市災害時相互応援協定（石川県加賀市）	石川県加賀市	H8.9.1	(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 (2)食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 (3)被災者を一時収容するために必要な施設の提供及び斡旋 (4)応援に必要な職員の派遣 (5)災害救助ボランティアの斡旋 (6)被災家庭の児童生徒の受入れ	145	
		姉妹都市災害時相互応援協定（長野県須坂市）	長野県須坂市	H7.12.2	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5)ボランティアのあっせん (6)児童生徒の受入れ (7)被災者を一時収容するための	150	姉妹都市災害時相互応援協定（長野県須坂市）	長野県須坂市	H7.12.2	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5)ボランティアのあっせん (6)児童生徒の受入れ (7)被災者を一時収容するための	147	

頁	内容	新					旧					修正理由	
					施設の提供又はあっせん					施設の提供又はあっせん			
	全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定（全国市町村あやめサミット連絡協議会加盟市区町村）	北海道厚岸町・長万部町、宮城県多賀城市、山形県長井市、福島県鏡石町・会津美里町、茨城県潮来市、千葉県佐倉市・香取市、山梨県南アルプス市(削除)	H12.4.26	(1)災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援 (2)被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援 (3)備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん (4)被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん	152		全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定（全国市町村あやめサミット連絡協議会加盟市区町村）	北海道厚岸町・長万部町、宮城県多賀城市、山形県長井市、福島県鏡石町・会津美里町、茨城県潮来市、千葉県佐倉市・香取市、山梨県南アルプス市、静岡県伊豆の国市	H12.4.26	(1)災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援 (2)被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援 (3)備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん (4)被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん	149		
	大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定（新潟県及び県内市町村）	新潟県及び県内市町村	H31.3.11	国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務	156		大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定（新潟県及び県内市町村）	新潟県及び県内市町村	H31.3.11	国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務	153		
	災害時における近隣市町村相互援助協定（近隣市町村）	新潟市、長岡市、三条市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町	H18.8.1	(1)日用品、食料、資材、機械、器具の提供 (2)職員の派遣	154		災害時における近隣市町村相互援助協定（近隣市町村）	新潟市、長岡市、三条市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町	H18.8.1	(1)日用品、食料、資材、機械、器具の提供 (2)職員の派遣	151		
	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省北陸地方整備局）	国土交通省北陸地方整備局	H23.3.1	(1)一般被害状況に関すること (2)公共土木施設(河川・海岸・道路・公園・下水道・港湾等)の被害状況に関すること	159		災害時の情報交換に関する協定（国土交通省北陸地方整備局）	国土交通省北陸地方整備局	H23.3.1	(1)一般被害状況に関すること (2)公共土木施設(河川・海岸・道路・公園・下水道・港湾等)の被害状況に関すること	156		
	災害時における相互応援に関する協定（千葉県浦安市）	千葉県浦安市	H25.5.21	(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 (2)食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 (3)被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん (4)応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5)被災家庭の児童生徒の受入れ	160		災害時における相互応援に関する協定（千葉県浦安市）	千葉県浦安市	H25.5.21	(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 (2)食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 (3)被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん (4)応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5)被災家庭の児童生徒の受入れ	157		
	災害時における相互応援協定に関する協定	神奈川県海老名市	R3.11.8	(1)食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (3)被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供 (4)救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)被災者を一時収容するための施設の提供又はあっせん	162		災害時における相互応援協定に関する協定	神奈川県海老名市	R3.11.8	(1)食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (3)被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供 (4)救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)被災者を一時収容するための施設の提供又はあっせん	159		
	(2) 物資等の供給					(2) 物資等の供給							
	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁			
	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトリーズ ジャパン(株) 下越支店東港セールセンター	H17.7.4	物資の調達及び供給、地域貢献型自動販売機による災害時にお	167	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトリーズ ジャパン(株) 下越支店東港セールセンター	H17.7.4	物資の調達及び供給、地域貢献型自動販売機による災害時にお	164			

頁	内容	新				旧				修正理由
				る救援物資提供				る救援物資提供		
	災害時における食糧供給に関する協定	サトウ食品(株)	H18.1.23	食糧の調達及び安定提供	171	災害時における食糧供給に関する協定	サトウ食品(株)	H18.1.23	食糧の調達及び安定提供	168
	災害時における救援物資の供給に関する協定	サントリービバレッジサービス(株)関東・信越営業本部(新潟東支店)	H29.2.17	物資の調達及び供給、緊急時飲料提供自動販売機の機内在庫製品の無償提供	203	災害時における救援物資の供給に関する協定	サントリービバレッジサービス(株)関東・信越営業本部(新潟東支店)	H29.2.17	物資の調達及び供給、緊急時飲料提供自動販売機の機内在庫製品の無償提供	206
	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー(株)新潟工場	H25.3.21	段ボール製品、段ボール製簡易ベッド、その他、乙の取り扱う商品の調達及び安定提供	207	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー(株)新潟工場	H25.3.21	段ボール製品、段ボール製簡易ベッド、その他、乙の取り扱う商品の調達及び安定提供	210
	災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園(新潟東支店)	R4.4.1	飲料水の提供、災害対応型自動販売機の庫内在庫は救援物資として無償提供	208	災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園(新潟東支店)	R4.4.1	飲料水の提供、災害対応型自動販売機の庫内在庫は救援物資として無償提供	211
	災害時における畳の供給に関する協定	下越畳業組合	H30.10.31	畳の供給及び搬送	237	災害時における畳の供給に関する協定	下越畳業組合	H30.10.31	畳の供給及び搬送	240
	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ウオロク	H31.2.1	食料品、日用品等の供給及び店舗駐車場の利用	241	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ウオロク	H31.2.1	食料品、日用品等の供給及び店舗駐車場の利用	244
	災害時における協力に関する協定	(株)コメリ(パワー新発田店)	H20.4.17	コメリパワー新発田店の駐車場の利用、及び物資の取り揃え	175	災害時における協力に関する協定	(株)コメリ(パワー新発田店)	H20.4.17	コメリパワー新発田店の駐車場の利用、及び物資の取り揃え	172
	災害時における物資供給等に関する協定	イオンリテール(株)(削除) イオンモール新発田(削除)	H18.7.13	避難場所として駐車場の開放、物資の調達及び安定提供の協力	177	災害時における物資供給等に関する協定	イオン(追加)(株)関東カンパニー新潟事業部ジャスコ新発田店(イオンモール新発田店)	H18.7.13	避難場所として駐車場の開放、物資の調達及び安定提供の協力	174
	災害時における物資供給及び店舗駐車場の提供に関する協定	アークランズ株式会社	H29.8.25	(1)食料品、飲料品、生活・日用品等の物資の供給 (2)店舗駐車場の利用	234	災害時における物資供給及び店舗駐車場の提供に関する協定	アークランズ株式会社	H29.8.25	(1)食料品、飲料品、生活・日用品等の物資の供給 (2)店舗駐車場の利用	237
	災害時における石油等供給に関する協定	新潟県石油商業組合新発田支部新発田支会	H18.7.13	石油等の調達及び安定供給の協力	172	災害時における石油等供給に関する協定	新潟県石油商業組合新発田支部新発田支会	H18.7.13	石油等の調達及び安定供給の協力	169
	災害時におけるLPガス供給に関する協定	(株)新潟県LPガス協会新発田支部	H18.7.13	LPガスの調達及び安定供給の協力	173	災害時におけるLPガス供給に関する協定	(株)新潟県LPガス協会新発田支部	H18.7.13	LPガスの調達及び安定供給の協力	170
	災害時における救急医薬品の調達等に関する協定	(社)下越薬剤師会	R2.12.4	救急医薬品の調達	274	災害時における救急医薬品の調達等に関する協定	(社)下越薬剤師会	R2.12.4	救急医薬品の調達	277
	災害時における医療救護活動に関する協定	(社)新発田北蒲原医師会	H19.11.1	医療救護活動の協力	178	災害時における医療救護活動に関する協定	(社)新発田北蒲原医師会	H19.11.1	医療救護活動の協力	175
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コリ災害対策センター	H18.7.13	資機材等物資の調達及び安定提供の協力	174	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コリ災害対策センター	H18.7.13	資機材等物資の調達及び安定提供の協力	171
	災害時における機材の供給に関する協定	(株)エムオーテック(新潟営業支店)	H26.6.1	重仮設機材の供給、搬送及び人的協力	212	災害時における機材の供給に関する協定	(株)エムオーテック(新潟営業支店)	H26.6.1	重仮設機材の供給、搬送及び人的協力	215
	災害時における仮設ハウス等の供給に関する協定	(株)ナガワ	H28.3.8	仮設ハウス、暖房機器、その他甲が指定する什器備品、倉庫等の供給	223	災害時における仮設ハウス等の供給に関する協定	(株)ナガワ	H28.3.8	仮設ハウス、暖房機器、その他甲が指定する什器備品、倉庫等の供給	226
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	(株)カナモト	H26.4.25	レンタル機材の供給	210	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	(株)カナモト	H26.4.25	レンタル機材の供給	213
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン新潟営業所	R2.2.7	地図製品等の供給	248	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン新潟営業所	R2.2.7	地図製品等の供給	251
	災害時における機材のレンタル供給に関する協定	株式会社アクティオ	R4.12.1	レンタル機材の供給	306	災害時における機材のレンタル供給に関する協定	株式会社アクティオ	R4.12.1	レンタル機材の供給	309
	(3) 応急復旧活動					(3) 応急復旧活動				
	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁
	災害時の協力に関する協定	東北電力(株)新発田電力センター	H30.8.24	(1)災害情報の提供、共有 (2)災害対策本部への社員の派遣 (3)防災拠点施設の電力設備の復旧	237	災害時の協力に関する協定	東北電力(株)新発田電力センター	H30.8.24	(1)災害情報の提供、共有 (2)災害対策本部への社員の派遣 (3)防災拠点施設の電力設備の復旧	239

頁	内容	新					旧					修正理由
	災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟県測量設計業協会	H20.9.1	(1)公共土木施設の被災状況の調査 (2)公共土木施設の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計 (3)市管理の林業用施設の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計	182	災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟県測量設計業協会	H20.9.1	(1)公共土木施設の被災状況の調査 (2)公共土木施設の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計 (3)市管理の林業用施設の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計	185		
	災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟県農業土木技術協会	H20.10.1	(1)農地、農業用施設等の被災状況の調査 (2)農地、農業用施設等の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計	184	災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟県農業土木技術協会	H20.10.1	(1)農地、農業用施設等の被災状況の調査 (2)農地、農業用施設等の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計	187		
	災害時における水道施設の応急給水及び応急復旧の応援に関する協定	新発田管工事業協同組合	H13.12.1	水道施設の応急給水及び応急復旧の応援	199	災害時における水道施設の応急給水及び応急復旧の応援に関する協定	新発田管工事業協同組合	H13.12.1	水道施設の応急給水及び応急復旧の応援	202		
	災害時の応援業務に関する協定	新発田地区防災協議会 (新発田商工会議所内)	H21.1.28	(1)復旧・復興に関する業務 (2)避難所対策(運営)に関する業務 (3)物資支援に関する業務 (4)家屋等被害判定に関する業務	201	災害時の応援業務に関する協定	新発田地区防災協議会 (新発田商工会議所内)	H21.1.28	(1)復旧・復興に関する業務 (2)避難所対策(運営)に関する業務 (3)物資支援に関する業務 (4)家屋等被害判定に関する業務	204		
	災害時における応急対策業務に関する協定	新潟県瓦工事業共同組合	H26.10.22	応急対策工事	214	災害時における応急対策業務に関する協定	新潟県瓦工事業共同組合	H26.10.22	応急対策工事	217		
	災害時における水道施設に係る応急対策業務の応援に関する協定	(株)日本ウォーターテック ス・マイシステム共同企業体	R3.4.1	(1)水道業務に関する電話対応・広報活動 (2)応急給水活動	227	災害時における水道施設に係る応急対策業務の応援に関する協定	(株)日本ウォーターテック ス・マイシステム共同企業体	R3.4.1	(1)水道業務に関する電話対応・広報活動 (2)応急給水活動	230		
	災害時における車両等障害物除去に関する協定	NPO 法人全日本レッカー協会	H28.12.21	車両等障害物除去	232	災害時における車両等障害物除去に関する協定	NPO 法人全日本レッカー協会	H28.12.21	車両等障害物除去	235		
	災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	R2.3.4	公共下水道管路施設及び農業集落排水管路施設等の応急復旧(巡視、点検、調査、清掃、修繕)	252	災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	R2.3.4	公共下水道管路施設及び農業集落排水管路施設等の応急復旧(巡視、点検、調査、清掃、修繕)	255		
	災害時における水道施設の電気設備応急復旧の応援に関する協定	菖城電設協同組合	H20.12.12	水道施設の電気設備応急復旧の応援	308	災害時における水道施設の電気設備応急復旧の応援に関する協定	菖城電設協同組合	H20.12.12	水道施設の電気設備応急復旧の応援	311		
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)日本石材産業協会 新潟県支部 (一社)日本石材産業協会	R4.5.11	(1)転倒又は残置された石造物や土石等の撤去・集積・復旧等 (2)応急対策活動に必要な資材の提供 (3)その他実施可能なもの	310	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)日本石材産業協会 新潟県支部 (一社)日本石材産業協会	R4.5.11	(1)転倒又は残置された石造物や土石等の撤去・集積・復旧等 (2)応急対策活動に必要な資材の提供 (3)その他実施可能なもの	313		
	(4) 放送					(4) 放送						
	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁		
	新発田市災害緊急放送に関する協定	(株)エフエムしばた	R8.3.1	災害情報、被害状況、ライフラインに関する情報、災害救助・支援の状況などに関する情報の緊急(割込み)放送	337	新発田市災害緊急放送に関する協定	(株)エフエムしばた	H9.9.26	災害情報、被害状況、ライフラインに関する情報、災害救助・支援の状況などに関する情報の緊急(割込み)放送	177		
	(5) 情報収集・輸送					(5) 情報収集・輸送						
	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁		
	災害時の情報収集等に関する協定	新発田ハイヤー・タクシー協会	R1.12.23	(1)要配慮者、避難救援活動を行うために必要な人員等の輸送業	205	災害時の情報収集等に関する協定	新発田ハイヤー・タクシー協会	R1.12.23	(1)要配慮者、避難救援活動を行うために必要な人員等の輸送業	208		

頁	内容	新	旧	修正理由																																																																																
	(7) 福祉避難所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先</th> <th>締結日</th> <th>内容</th> <th>協定書掲載頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定</td> <td>社会福祉法人のぞみの家 福祉会</td> <td>R2.4.30</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>218</td> </tr> <tr> <td>災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定</td> <td>株式会社ほっとしぱたケ アセンター</td> <td>R1.12.24</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</td> <td>医療法人社団 M&B コラボレーション</td> <td>R4.4.1</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</td> <td>社会福祉法人二王子会</td> <td>R6.10.1 R6.12.1</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</td> <td>社会福祉法人いじみの福祉会</td> <td>R7.9.19</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>327</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人のぞみの家 福祉会	R2.4.30	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	218	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	株式会社ほっとしぱたケ アセンター	R1.12.24	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	243	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団 M&B コラボレーション	R4.4.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	302	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人二王子会	R6.10.1 R6.12.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	315	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人いじみの福祉会	R7.9.19	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	327	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先</th> <th>締結日</th> <th>内容</th> <th>協定書掲載頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定</td> <td>社会福祉法人のぞみの家 福祉会</td> <td>R2.4.30</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定</td> <td>株式会社ほっとしぱたケ アセンター</td> <td>R1.12.24</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>246</td> </tr> <tr> <td>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</td> <td>医療法人社団 M&B コラボレーション</td> <td>R4.4.1</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>305</td> </tr> <tr> <td>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</td> <td>社会福祉法人二王子会</td> <td>R6.10.1 R6.12.1</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定</td> <td>社会福祉法人いじみの福祉会</td> <td>R7.9.19</td> <td>要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人のぞみの家 福祉会	R2.4.30	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	221	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	株式会社ほっとしぱたケ アセンター	R1.12.24	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	246	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団 M&B コラボレーション	R4.4.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	305	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人二王子会	R6.10.1 R6.12.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	318	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人いじみの福祉会	R7.9.19	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	330																					
協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁																																																																																
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人のぞみの家 福祉会	R2.4.30	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	218																																																																																
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	株式会社ほっとしぱたケ アセンター	R1.12.24	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	243																																																																																
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団 M&B コラボレーション	R4.4.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	302																																																																																
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人二王子会	R6.10.1 R6.12.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	315																																																																																
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人いじみの福祉会	R7.9.19	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	327																																																																																
協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁																																																																																
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人のぞみの家 福祉会	R2.4.30	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	221																																																																																
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	株式会社ほっとしぱたケ アセンター	R1.12.24	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	246																																																																																
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団 M&B コラボレーション	R4.4.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	305																																																																																
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人二王子会	R6.10.1 R6.12.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	318																																																																																
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人いじみの福祉会	R7.9.19	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	330																																																																																
	(8) その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先</th> <th>締結日</th> <th>内容</th> <th>協定書掲載頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生時における新発田市と新発田市内郵便局の協力に関する協定</td> <td>日本郵便(株)新発田郵便局、菅谷郵便局</td> <td>H9.6.16</td> <td>(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の避難先リスト等相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>災害時における新発田市と公益社団法人隊友会新潟県隊友会新発田支部との応援に関する協定</td> <td>(公社)隊友会新潟県隊友会新発田支部</td> <td>H30.10.31</td> <td>(1)復旧・復興の補助 (2)避難所運営の補助 (3)救援物資・資材等の受け入れ、配分及び積載卸等の補助 (4)平時における防災普及活動への応援</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>※災害時の応援業務に関する協定</td> <td>新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士会</td> <td>H27.4.22</td> <td>被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>※災害時における法律相談業務に関する協定</td> <td>新潟県と新潟県弁護士会</td> <td>H28.3.14</td> <td>被災者への法律相談</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>住民の安全確保に関する協定</td> <td>東京電力株式会社</td> <td>H25.1.9</td> <td>平常時における相互の連携を図る。</td> <td>281</td> </tr> <tr> <td>※災害時の応援業務に関する協定</td> <td>(社)新潟電設業協会</td> <td>H18.3.30</td> <td>(1)災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん (2)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査 (3)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去 (4)施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事 (5)応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>※公益社団法人日本水道</td> <td>(公社)日本水道協会新潟</td> <td>S53.8.1</td> <td>水道施設の被害状況の把握及び</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	災害発生時における新発田市と新発田市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)新発田郵便局、菅谷郵便局	H9.6.16	(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の避難先リスト等相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策	164	災害時における新発田市と公益社団法人隊友会新潟県隊友会新発田支部との応援に関する協定	(公社)隊友会新潟県隊友会新発田支部	H30.10.31	(1)復旧・復興の補助 (2)避難所運営の補助 (3)救援物資・資材等の受け入れ、配分及び積載卸等の補助 (4)平時における防災普及活動への応援	239	※災害時の応援業務に関する協定	新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士会	H27.4.22	被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	216	※災害時における法律相談業務に関する協定	新潟県と新潟県弁護士会	H28.3.14	被災者への法律相談	225	住民の安全確保に関する協定	東京電力株式会社	H25.1.9	平常時における相互の連携を図る。	281	※災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟電設業協会	H18.3.30	(1)災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん (2)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査 (3)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去 (4)施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事 (5)応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事	180	※公益社団法人日本水道	(公社)日本水道協会新潟	S53.8.1	水道施設の被害状況の把握及び	186	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>締結先</th> <th>締結日</th> <th>内容</th> <th>協定書掲載頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生時における新発田市と新発田市内郵便局の協力に関する協定</td> <td>日本郵便(株)新発田郵便局、菅谷郵便局</td> <td>H9.6.16</td> <td>(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の避難先リスト等相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>災害時における新発田市と公益社団法人隊友会新潟県隊友会新発田支部との応援に関する協定</td> <td>(公社)隊友会新潟県隊友会新発田支部</td> <td>H30.10.31</td> <td>(1)復旧・復興の補助 (2)避難所運営の補助 (3)救援物資・資材等の受け入れ、配分及び積載卸等の補助 (4)平時における防災普及活動への応援</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>※災害時の応援業務に関する協定</td> <td>新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士会</td> <td>H27.4.22</td> <td>被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>※災害時における法律相談業務に関する協定</td> <td>新潟県と新潟県弁護士会</td> <td>H28.3.14</td> <td>被災者への法律相談</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>住民の安全確保に関する協定</td> <td>東京電力株式会社</td> <td>H25.1.9</td> <td>平常時における相互の連携を図る。</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>※災害時の応援業務に関する協定</td> <td>(社)新潟電設業協会</td> <td>H18.3.30</td> <td>(1)災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん (2)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査 (3)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去 (4)施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事 (5)応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>※公益社団法人日本水道</td> <td>(公社)日本水道協会新潟</td> <td>S53.8.1</td> <td>水道施設の被害状況の把握及び</td> <td>189</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁	災害発生時における新発田市と新発田市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)新発田郵便局、菅谷郵便局	H9.6.16	(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の避難先リスト等相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策	161	災害時における新発田市と公益社団法人隊友会新潟県隊友会新発田支部との応援に関する協定	(公社)隊友会新潟県隊友会新発田支部	H30.10.31	(1)復旧・復興の補助 (2)避難所運営の補助 (3)救援物資・資材等の受け入れ、配分及び積載卸等の補助 (4)平時における防災普及活動への応援	242	※災害時の応援業務に関する協定	新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士会	H27.4.22	被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	219	※災害時における法律相談業務に関する協定	新潟県と新潟県弁護士会	H28.3.14	被災者への法律相談	228	住民の安全確保に関する協定	東京電力株式会社	H25.1.9	平常時における相互の連携を図る。	284	※災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟電設業協会	H18.3.30	(1)災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん (2)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査 (3)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去 (4)施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事 (5)応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事	183	※公益社団法人日本水道	(公社)日本水道協会新潟	S53.8.1	水道施設の被害状況の把握及び	189	
協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁																																																																																
災害発生時における新発田市と新発田市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)新発田郵便局、菅谷郵便局	H9.6.16	(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の避難先リスト等相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策	164																																																																																
災害時における新発田市と公益社団法人隊友会新潟県隊友会新発田支部との応援に関する協定	(公社)隊友会新潟県隊友会新発田支部	H30.10.31	(1)復旧・復興の補助 (2)避難所運営の補助 (3)救援物資・資材等の受け入れ、配分及び積載卸等の補助 (4)平時における防災普及活動への応援	239																																																																																
※災害時の応援業務に関する協定	新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士会	H27.4.22	被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	216																																																																																
※災害時における法律相談業務に関する協定	新潟県と新潟県弁護士会	H28.3.14	被災者への法律相談	225																																																																																
住民の安全確保に関する協定	東京電力株式会社	H25.1.9	平常時における相互の連携を図る。	281																																																																																
※災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟電設業協会	H18.3.30	(1)災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん (2)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査 (3)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去 (4)施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事 (5)応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事	180																																																																																
※公益社団法人日本水道	(公社)日本水道協会新潟	S53.8.1	水道施設の被害状況の把握及び	186																																																																																
協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁																																																																																
災害発生時における新発田市と新発田市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)新発田郵便局、菅谷郵便局	H9.6.16	(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の避難先リスト等相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策	161																																																																																
災害時における新発田市と公益社団法人隊友会新潟県隊友会新発田支部との応援に関する協定	(公社)隊友会新潟県隊友会新発田支部	H30.10.31	(1)復旧・復興の補助 (2)避難所運営の補助 (3)救援物資・資材等の受け入れ、配分及び積載卸等の補助 (4)平時における防災普及活動への応援	242																																																																																
※災害時の応援業務に関する協定	新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士会	H27.4.22	被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	219																																																																																
※災害時における法律相談業務に関する協定	新潟県と新潟県弁護士会	H28.3.14	被災者への法律相談	228																																																																																
住民の安全確保に関する協定	東京電力株式会社	H25.1.9	平常時における相互の連携を図る。	284																																																																																
※災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟電設業協会	H18.3.30	(1)災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん (2)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査 (3)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去 (4)施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事 (5)応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事	183																																																																																
※公益社団法人日本水道	(公社)日本水道協会新潟	S53.8.1	水道施設の被害状況の把握及び	189																																																																																

頁	内容	新				旧				修正理由	
	協会新潟県支部水道災害相互応援計画	県支部		応急給水・復旧		協会新潟(追加)支部水道災害相互応援計画	(追加)支部		応急給水・復旧		
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(一社)新潟県下水道維持改築協会	R3.3.8	円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能を早期復旧	286	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(一社)新潟県下水道維持改築協会	R3.3.8	円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能を早期復旧	289	
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	R3.3.8	被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧	289	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	R3.3.8	被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧	292	
	防災パートナーシップに関する協定	株式会社新潟放送	R3.10.20	(1)緊急時の情報伝達の要請 (2)災害情報の提供 (3)災害情報の伝達 (4)平常時の連携	298	防災パートナーシップに関する協定	株式会社新潟放送	R3.10.20	(1)緊急時の情報伝達の要請 (2)災害情報の提供 (3)災害情報の伝達 (4)平常時の連携	301	
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R3.11.10	(1)ホームページのアクセス負荷軽減 (2)ヤフーサービス上への防災情報等の掲載	300	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R3.11.10	(1)ホームページのアクセス負荷軽減 (2)ヤフーサービス上への防災情報等の掲載	303	
	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	(福)新発田市社会福祉協議会	R4.6.1	災害ボランティアセンターの設置・運営	312	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	(福)新発田市社会福祉協議会	R4.6.1	災害ボランティアセンターの設置・運営	315	
	災害時における法律相談に関する協定	新潟県弁護士会	R7.1.31	法律相談会の開催	323	災害時における法律相談に関する協定	新潟県弁護士会	R7.1.31	法律相談会の開催	326	
	災害時等における葬祭協力等に関する協定	新潟県葬祭業協同組合	R7.12.24	災害等発生時の遺体の収容、安置、搬送等の協力	335	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	

頁	内容	新	旧	修正理由
177	応援協定等に関する資料	<p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">(新発田地域広域事務組合、株式会社エフエムしばた)</p> <p style="text-align: center;">新発田市災害緊急放送に関する協定書</p> <p>新発田市（以下「甲」という。）、新発田地域広域事務組合（以下「乙」という。）及び株式会社エフエムしばた（以下「丙」という。）は、新発田市災害緊急放送に関し、以下のとおり協定を締結する。</p> <p>(協定の趣旨)</p> <p>第1条 この協定は、新発田市における突発的な災害に際し、災害そのものの情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助・支援の状況などに関する情報を迅速かつ的確に報道し、もって市民の安全の確保及び社会的混乱の防止を図るものとする。</p> <p>(災害緊急放送の実施)</p> <p>第2条 丙は、新発田市において災害が発生したときは、又は発生する恐れがある場合に、新発田市地域防災計画及び別に定める新発田市災害緊急放送要領に基づき、災害情報を優先して放送を行うものとする。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第3条 災害緊急放送に要した費用は、甲、丙が協議のうえ決定する。</p> <p>(協議)</p> <p>第4条 この協定に定めない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。</p> <p>(効力の開始)</p> <p>第5条 この協定は、平成9年10月1日から効力を生じるものとする。</p> <p>この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。</p> <p>平成9年9月26日</p> <p style="margin-left: 40px;">甲 新発田市中心中央町4丁目10番4号 新発田市長 近 寅彦</p> <p style="margin-left: 40px;">乙 新発田市中心中央町5丁目4番7号 新発田地域広域事務組合 管理者 新発田市長 近 寅彦</p> <p style="margin-left: 40px;">丙 新発田市中心中央町5丁目8番47号 株式会社 エフエムしばた 代表取締役社長 片山 吉忠</p>	協定の廃止による削除

頁	内容	新	旧	修正理由																			
			<p style="text-align: right;">H30.8.20 改訂</p> <p style="text-align: center;">新発田市災害緊急放送要領</p> <p>1 目的 災害緊急放送は、新発田市における突発的な災害等に対し、災害等そのものの情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助・支援の状況などに関する情報を迅速かつ的確に報道し、もって市民の安全の確保及び社会的混乱の防止を図るために行うものとする。</p> <p>2 基本姿勢 災害緊急放送に際しての留意事項は、次の通りとする。 (1) 災害等の情報に関しては、可能な限り情報提供に努めるものとする。 (2) 情報提供において、迅速かつ正確な情報提供に努め、報道機関の公平性を確保するものとする。</p> <p>3 災害緊急放送 災害緊急放送とは、新発田市において災害等が発生したとき、又は発生するおそれがある場合に、新発田市（以下「甲」という。）、新発田地域広域事務組合（以下「乙」という。）及び株式会社エフエムしばた（以下「丙」という。）が以下に定める災害緊急放送方式及び災害緊急放送基準に基づき、丙の管理する放送設備を使用し、丙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいうものとする。 また、手動起動で緊急信号を発し、緊急告知FMラジオを自動起動させる緊急告知FMラジオ放送及び全国瞬時警報システム（以下、J-ALERT という。）を介した自動音声のJ-ALERT 放送も含む。</p> <p>4 緊急告知FMラジオ放送 (1) 緊急告知FMラジオ放送は、災害緊急情報伝達装置により丙の職員が手動起動で緊急信号を発し、緊急告知FMラジオを自動起動させ、通常番組を変更し、直接緊急放送するものとする。 (2) 丙が緊急告知FMラジオ放送に対応できない場合は、災害緊急情報伝達装置により乙の職員が手動起動で緊急信号を発し、緊急告知FMラジオを自動起動させ、直接緊急放送するものとする。 (3) 緊急告知FMラジオ放送及び災害緊急情報伝達装置の使用については、災害緊急伝達装置使用に関する協定第3条第3項に定める報告を、別紙様式1により行うものとする。 (4) 緊急告知FMラジオ放送の方法は、新発田市災害緊急放送マニュアルによるものとする。 (5) 緊急告知FMラジオ放送に関わる災害緊急情報伝達装置は、丙の事務室内と乙の消防本部通信指令室に設置する。</p> <p>5 J-ALERT 放送 (1) 国（消防庁等）からの国民保護に関する情報、地震に関する情報（緊急地震速報・震度速報）及び気象に関する情報（特別警報・警報等）をJ-ARERT を介し受信した場合は、予め甲と丙が協議の上、取り決めた自動音声放送又は国が配信する即時音声合成情報により行うものとする。 (2) J-ALERT 放送の方法は、新発田市災害緊急放送マニュアルによるものとする。 (3) J-ALERT に関する装置は、甲所管のもと、丙の事務室内に設置する。</p> <p>6 災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式 (1) 災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1537 1455 2709 1877"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害緊急放送実施者</th> <th colspan="4">災害緊急放送方式</th> </tr> <tr> <th>スタジオ放送</th> <th>割り込み放送</th> <th>緊急告知FMラジオ放送</th> <th>J-ALERT 放送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)エフエムしばた</td> <td>災害等情報を丙の職員が丙の放送設備から放送する</td> <td>-----</td> <td>災害等情報を丙の職員が告知ラジオの緊急信号を発し、丙の放送設備から緊急放送する</td> <td>J-ALERT を介し自動音声又は国からの即時音声合成情報により放送する</td> </tr> <tr> <td>新発田地域広域事務組合 (新発田地域広域事務組合 消防本部)</td> <td>-----</td> <td>災害等情報を乙の職員が乙の職場の放送設備から割り込み放送をする</td> <td>丙が対応できない場合は、災害等情報を乙の職員が告知ラジオの緊急信号を発し、乙の職場の放送設備から緊</td> <td>-----</td> </tr> </tbody> </table>	災害緊急放送実施者	災害緊急放送方式				スタジオ放送	割り込み放送	緊急告知FMラジオ放送	J-ALERT 放送	(株)エフエムしばた	災害等情報を丙の職員が丙の放送設備から放送する	-----	災害等情報を丙の職員が告知ラジオの緊急信号を発し、丙の放送設備から緊急放送する	J-ALERT を介し自動音声又は国からの即時音声合成情報により放送する	新発田地域広域事務組合 (新発田地域広域事務組合 消防本部)	-----	災害等情報を乙の職員が乙の職場の放送設備から割り込み放送をする	丙が対応できない場合は、災害等情報を乙の職員が告知ラジオの緊急信号を発し、乙の職場の放送設備から緊	-----	
災害緊急放送実施者	災害緊急放送方式																						
	スタジオ放送	割り込み放送	緊急告知FMラジオ放送	J-ALERT 放送																			
(株)エフエムしばた	災害等情報を丙の職員が丙の放送設備から放送する	-----	災害等情報を丙の職員が告知ラジオの緊急信号を発し、丙の放送設備から緊急放送する	J-ALERT を介し自動音声又は国からの即時音声合成情報により放送する																			
新発田地域広域事務組合 (新発田地域広域事務組合 消防本部)	-----	災害等情報を乙の職員が乙の職場の放送設備から割り込み放送をする	丙が対応できない場合は、災害等情報を乙の職員が告知ラジオの緊急信号を発し、乙の職場の放送設備から緊	-----																			

頁	内容	新	旧	修正理由																																																														
			急放送をする																																																															
			<p>(2) 割り込み放送</p> <p>ア 割り込み放送は、災害緊急情報伝達装置により、乙の職員が放送するものとする。</p> <p>イ 災害緊急情報伝達装置使用に関する協定書第3条第3項に定める報告を、別記様式1により行うものとする。</p> <p>ウ 割り込み放送の方法は、新発田市災害緊急放送マニュアルによるものとする。</p> <p>エ 割り込み放送に関わる災害緊急情報伝達装置は、乙の消防本部通信指令室に設置する。</p> <p>7 災害緊急放送基準</p> <p>(1) 新発田市災害対策本部が設置されていない場合の災害緊急放送基準は次のとおりとする。</p> <p>ただし、緊急告知FMラジオ放送は災害等の種類に関係なく、緊急に注意喚起が必要な場合、甲の要請により丙（丙が対応できない場合は乙）が起動し放送する。</p> <table border="1" data-bbox="1537 590 2709 1409"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害等の種類</th> <th colspan="3">災害緊急放送基準</th> </tr> <tr> <th>スタジオ放送 (株エフエムしばた)</th> <th>割り込み放送 (消防本部)</th> <th>J-ALERT 放送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災情報</td> <td>新発田市内で火災が発生した場合、放送する</td> <td>新発田市内で火災が発生した場合、放送する</td> <td>放送しない</td> </tr> <tr> <td>地震情報</td> <td>放送しない</td> <td>放送しない</td> <td>甲に該当する緊急地震速報・震度速報(新潟県下越地方で震度4以上)を受信した場合、自動音声放送を行う</td> </tr> <tr> <td>津波情報</td> <td>放送しない</td> <td>放送しない</td> <td>新潟県沿岸に該当する大津波警報・津波警報・津波注意報を受信した場合、自動音声放送を行う</td> </tr> <tr> <td>気象情報</td> <td>放送しない</td> <td>放送しない</td> <td>甲に該当する気象に関する各種特別警報、大雨警報、洪水警報又は土砂災害警戒情報を受信した場合、自動音声放送を行う</td> </tr> <tr> <td>停電情報</td> <td>甲の要請により放送する</td> <td>放送しない</td> <td>放送しない</td> </tr> <tr> <td>河川情報</td> <td>甲の要請により放送する</td> <td>放送しない</td> <td>放送しない</td> </tr> <tr> <td>国民保護情報</td> <td>甲の要請により放送する</td> <td>放送しない</td> <td>甲に危険が及ぶおそれがある国民保護法に基づいた各種警報を受信した場合、自動音声放送を行う</td> </tr> <tr> <td>その他(交通事故、防犯等の情報)</td> <td>甲の要請により放送する</td> <td>放送しない</td> <td>放送しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>国民保護情報…弾道ミサイル攻撃及びミサイル攻撃、NBC(核兵器・生物兵器・化核兵器)攻撃、ゲリラ・特殊部隊攻撃、着上陸侵攻の場合等。</p> <p>(1)-2 放送時間帯区分</p> <p>新発田市災害対策本部が設置されていない場合における災害緊急放送の時間帯は、以下のとおりとする。ただし、甲の要請により丙が放送する場合は、この時間帯に関わらず、迅速に対応するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1537 1562 2709 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">災害緊急放送</th> </tr> <tr> <th>スタジオ放送 (株エフエムしばた)</th> <th>割り込み放送 (消防本部)</th> <th>J-ALERT 放送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>7時～19時まで</td> <td>左記以外</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>平日の祝祭日</td> <td>10時～19時まで</td> <td>左記以外</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>10時～13時まで</td> <td>左記以外</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>-----</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新発田市災害対策本部が設置された場合の災害緊急放送基準は、次の通りとする。</p> <p>なお、災害緊急放送実施者は丙、災害緊急放送方式は発生直後及び発生するおそれがある場合を除きスタジオ</p>	災害等の種類	災害緊急放送基準			スタジオ放送 (株エフエムしばた)	割り込み放送 (消防本部)	J-ALERT 放送	火災情報	新発田市内で火災が発生した場合、放送する	新発田市内で火災が発生した場合、放送する	放送しない	地震情報	放送しない	放送しない	甲に該当する緊急地震速報・震度速報(新潟県下越地方で震度4以上)を受信した場合、自動音声放送を行う	津波情報	放送しない	放送しない	新潟県沿岸に該当する大津波警報・津波警報・津波注意報を受信した場合、自動音声放送を行う	気象情報	放送しない	放送しない	甲に該当する気象に関する各種特別警報、大雨警報、洪水警報又は土砂災害警戒情報を受信した場合、自動音声放送を行う	停電情報	甲の要請により放送する	放送しない	放送しない	河川情報	甲の要請により放送する	放送しない	放送しない	国民保護情報	甲の要請により放送する	放送しない	甲に危険が及ぶおそれがある国民保護法に基づいた各種警報を受信した場合、自動音声放送を行う	その他(交通事故、防犯等の情報)	甲の要請により放送する	放送しない	放送しない	区分	災害緊急放送			スタジオ放送 (株エフエムしばた)	割り込み放送 (消防本部)	J-ALERT 放送	平日	7時～19時まで	左記以外	24時間	平日の祝祭日	10時～19時まで	左記以外	24時間	土曜日	10時～13時まで	左記以外	24時間	日曜日	-----	24時間	24時間	
災害等の種類	災害緊急放送基準																																																																	
	スタジオ放送 (株エフエムしばた)	割り込み放送 (消防本部)	J-ALERT 放送																																																															
火災情報	新発田市内で火災が発生した場合、放送する	新発田市内で火災が発生した場合、放送する	放送しない																																																															
地震情報	放送しない	放送しない	甲に該当する緊急地震速報・震度速報(新潟県下越地方で震度4以上)を受信した場合、自動音声放送を行う																																																															
津波情報	放送しない	放送しない	新潟県沿岸に該当する大津波警報・津波警報・津波注意報を受信した場合、自動音声放送を行う																																																															
気象情報	放送しない	放送しない	甲に該当する気象に関する各種特別警報、大雨警報、洪水警報又は土砂災害警戒情報を受信した場合、自動音声放送を行う																																																															
停電情報	甲の要請により放送する	放送しない	放送しない																																																															
河川情報	甲の要請により放送する	放送しない	放送しない																																																															
国民保護情報	甲の要請により放送する	放送しない	甲に危険が及ぶおそれがある国民保護法に基づいた各種警報を受信した場合、自動音声放送を行う																																																															
その他(交通事故、防犯等の情報)	甲の要請により放送する	放送しない	放送しない																																																															
区分	災害緊急放送																																																																	
	スタジオ放送 (株エフエムしばた)	割り込み放送 (消防本部)	J-ALERT 放送																																																															
平日	7時～19時まで	左記以外	24時間																																																															
平日の祝祭日	10時～19時まで	左記以外	24時間																																																															
土曜日	10時～13時まで	左記以外	24時間																																																															
日曜日	-----	24時間	24時間																																																															

頁	内容	新	旧	修正理由										
			<p>放送とする。</p> <table border="1" data-bbox="1534 254 2703 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="1534 254 1819 289">災害緊急放送基準</th> <th data-bbox="1819 254 2703 289">放送内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1534 289 1819 348">発生直後及び発生するおそれがある場合</td> <td data-bbox="1819 289 2703 348"> 1 災害等発生の情報（放送方式：J - A L E R T放送） 2 市民に対する避難情報（放送方式：緊急告知FMラジオ放送） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 348 1819 709">応急対策初動期</td> <td data-bbox="1819 348 2703 709"> 1 被害状況の説明及び市民への呼びかけ 2 災害対策本部の設置 3 災害等に関する情報 4 救護所・救護病院の開設状況 5 医療救護及び衛生に関する情報 6 給水、炊き出し、生活物資提供情報 7 ライフライン被害状況及び使用に関する注意の呼びかけ 8 し尿、ごみ処理、防疫に関する情報 9 ボランティア活動協力要請 （災害弱者の介護、外国語通訳、手話通訳等） 10 市民の安否情報 11 その他、被災市民の避難行動や生活に密接な関係がある情報 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 709 1819 858">応急対策本格稼働期</td> <td data-bbox="1819 709 2703 858"> 1 消毒・衛生・医療救護に関する情報 2 保育・教育の再開に関する情報 3 仮設住宅への入居方法 4 ライフラインの復旧状況に関する情報 5 その他、応急対応に必要な情報 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1534 858 1819 1010">復旧対策期</td> <td data-bbox="1819 858 2703 1010"> 1 復旧対策方針説明及び市民への呼びかけ 2 避難所の統廃合に関する情報 3 生活再開関連に関する情報（罹災証明の発行、生活再建資金の融資等） 4 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等の情報 5 その他、復旧対策に必要な情報 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)－2 放送時間帯区分 新発田市災害対策本部が設置された場合における災害緊急放送は、放送時間帯を設けず、甲の要請により丙は迅速に対応するものとする。</p>	災害緊急放送基準	放送内容	発生直後及び発生するおそれがある場合	1 災害等発生の情報（放送方式：J - A L E R T放送） 2 市民に対する避難情報（放送方式：緊急告知FMラジオ放送）	応急対策初動期	1 被害状況の説明及び市民への呼びかけ 2 災害対策本部の設置 3 災害等に関する情報 4 救護所・救護病院の開設状況 5 医療救護及び衛生に関する情報 6 給水、炊き出し、生活物資提供情報 7 ライフライン被害状況及び使用に関する注意の呼びかけ 8 し尿、ごみ処理、防疫に関する情報 9 ボランティア活動協力要請 （災害弱者の介護、外国語通訳、手話通訳等） 10 市民の安否情報 11 その他、被災市民の避難行動や生活に密接な関係がある情報	応急対策本格稼働期	1 消毒・衛生・医療救護に関する情報 2 保育・教育の再開に関する情報 3 仮設住宅への入居方法 4 ライフラインの復旧状況に関する情報 5 その他、応急対応に必要な情報	復旧対策期	1 復旧対策方針説明及び市民への呼びかけ 2 避難所の統廃合に関する情報 3 生活再開関連に関する情報（罹災証明の発行、生活再建資金の融資等） 4 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等の情報 5 その他、復旧対策に必要な情報	
災害緊急放送基準	放送内容													
発生直後及び発生するおそれがある場合	1 災害等発生の情報（放送方式：J - A L E R T放送） 2 市民に対する避難情報（放送方式：緊急告知FMラジオ放送）													
応急対策初動期	1 被害状況の説明及び市民への呼びかけ 2 災害対策本部の設置 3 災害等に関する情報 4 救護所・救護病院の開設状況 5 医療救護及び衛生に関する情報 6 給水、炊き出し、生活物資提供情報 7 ライフライン被害状況及び使用に関する注意の呼びかけ 8 し尿、ごみ処理、防疫に関する情報 9 ボランティア活動協力要請 （災害弱者の介護、外国語通訳、手話通訳等） 10 市民の安否情報 11 その他、被災市民の避難行動や生活に密接な関係がある情報													
応急対策本格稼働期	1 消毒・衛生・医療救護に関する情報 2 保育・教育の再開に関する情報 3 仮設住宅への入居方法 4 ライフラインの復旧状況に関する情報 5 その他、応急対応に必要な情報													
復旧対策期	1 復旧対策方針説明及び市民への呼びかけ 2 避難所の統廃合に関する情報 3 生活再開関連に関する情報（罹災証明の発行、生活再建資金の融資等） 4 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等の情報 5 その他、復旧対策に必要な情報													

頁	内容	新	旧	修正理由																												
			別記様式1 災害緊急情報伝達装置使用報告書 <table border="1" data-bbox="1537 346 2709 1312"> <tr> <td>使用月日</td> <td>年 月 日 ()</td> <td>放送担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送開始時刻</td> <td>放送時間</td> <td>内容</td> <td>送出方法</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>分</td> <td><input type="checkbox"/>火災 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> <td><input type="checkbox"/>DAF <input type="checkbox"/>ダイレクト <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>分</td> <td><input type="checkbox"/>火災 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> <td><input type="checkbox"/>DAF <input type="checkbox"/>ダイレクト <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>分</td> <td><input type="checkbox"/>火災 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> <td><input type="checkbox"/>DAF <input type="checkbox"/>ダイレクト <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>分</td> <td><input type="checkbox"/>火災 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> <td><input type="checkbox"/>DAF <input type="checkbox"/>ダイレクト <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>分</td> <td><input type="checkbox"/>火災 <input type="checkbox"/>その他 ()</td> <td><input type="checkbox"/>DAF <input type="checkbox"/>ダイレクト <input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table> <p>上記のとおり緊急放送を行いましたので報告します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>株式会社エフエムしばた 代表取締役社長 様</p> <p style="text-align: right;">新発田地域広域事務組合消防本部 消防長</p>	使用月日	年 月 日 ()	放送担当者		放送開始時刻	放送時間	内容	送出方法	:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()	:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()	:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()	:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()	:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()	
使用月日	年 月 日 ()	放送担当者																														
放送開始時刻	放送時間	内容	送出方法																													
:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()																													
:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()																													
:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()																													
:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()																													
:	分	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> DAF <input type="checkbox"/> ダイレクト <input type="checkbox"/> その他 ()																													

頁	内容	新	旧	修正理由
313	応援協定等に関する資料	<p>(一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部、一般社団法人日本石材産業協会)</p> <p>災害時における応急対策業務に関する協定書</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条 乙又は丙が支援業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。</p> <p>2 前項の費用は、「新潟県土木工事設計労務単価」を参考にし、実勢価格を算定することを原則とした上で、甲乙協議して決定するものとする。</p>	<p>(一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部、一般社団法人日本石材産業協会)</p> <p>災害時における応急対策業務に関する協定書</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条 乙又は丙が支援業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。</p> <p>2 前項の費用は災害発生前における適正な費用を基準として、甲乙協議して決定するものとする。</p>	協定内容の変更に伴う修正
新	応援協定等に関する資料	<p>(新潟県葬祭業協同組合)</p> <p>災害時等における葬祭協力等に関する協定書</p> <p>新発田市(以下「甲」という。)と新潟県葬祭業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合における遺体の収容、安置、搬送等の協力(以下「葬祭協力等」という。)に関して次のとおり協定を締結する。</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 この協定は、災害等が発生した場合に、乙が甲に対して葬祭協力等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協力業務)</p> <p>第2条 この協定において甲が乙に葬祭協力等を要請できる業務は、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供</p> <p>(2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供</p> <p>(3) 遺体搬送用寝台車、霊柩車等による遺体搬送</p> <p>(4) その他、甲が必要と認める事項</p> <p>(要請)</p> <p>第3条 甲は、災害等に葬祭協力等を必要とするときは、乙に対して葬祭協力等を要請できるものとする。</p> <p>2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として災害時等における葬祭協力等要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。</p> <p>(協力の実施)</p> <p>第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の葬祭協力等を行うものとする。</p> <p>2 甲は、乙が第2条各号の葬祭協力等を行うときは、乙の協力業務について必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第5条 乙は、第2条各号の葬祭協力等を実施したときは、事後に災害時における葬祭協力等報告書(第2号様式)により、甲に報告するものとする。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第6条 甲は前条による乙の報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。</p> <p>2 経費の算定については、災害救助法における基準額の範囲内であることとする。ただし、同法が適用されない場合は、市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。</p> <p>(経費の請求)</p> <p>第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。</p>	<p>(追加)</p>	協定締結による追加

頁	内容	新	旧	修正理由
		<p>2 乙は、遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。 (経費の支払)</p> <p>第8条 甲は、第7条第1項による乙からの請求書を受理した場合は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。 (訓練)</p> <p>第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を必要に応じて行うものとする。 (災害時の情報提供)</p> <p>第10条 乙は、葬祭協力等実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。 (守秘義務)</p> <p>第11条 乙は、葬祭協力等を行う場合において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。 (連絡責任者)</p> <p>第12条 この協定に基づく葬祭協力等を円滑に行うため、甲及び乙はあらかじめ連絡責任者および連絡先を定めるものとする。 (協定の期間)</p> <p>第13条 この協定の有効期間は、令和8年12月24日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲乙双方から協定解除の申し出がない場合は、引き続き1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。 (協議)</p> <p>第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。</p> <p>この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。</p> <p>令和7年12月24日</p> <p>甲 新発田市中央町3丁目3番3号 新発田市 新発田市長 二階堂 馨</p> <p>乙 新潟市中央区鏡三丁目9番20号 コーポ南沢102号 新潟県葬祭業協同組合 理事長 齋藤 毅</p>		

頁	内容	新	旧	修正理由
新	<p>応援協定等に関する資料</p>	<p style="text-align: center;">(株式会社エフエムしばた)</p> <p style="text-align: center;">災害時等における緊急放送に関する協定書</p> <p>新発田市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムしばた（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定に基づき、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、市域に災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が連携し、乙の放送設備を活用して災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を緊急に放送することにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この協定における「緊急放送」とは 前条に定める目的を達成するため、甲の要請に基づき、乙が通常のコミュニティ放送に優先して実施する次の放送方式による臨時の放送をいう。</p> <p>(1) スタジオ放送 乙の職員がスタジオから行う放送。</p> <p>(2) J-A L E R T放送 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を介して送出される自動音声、又は即時音声合成情報による放送。</p> <p>(3) 緊急告知FMラジオ放送 緊急信号を発し、受信機を自動起動させる緊急告知FMラジオへの放送。</p> <p>（緊急放送の要請手続）</p> <p>第3条 甲は、市民への災害情報伝達のため、緊急放送が必要であると判断した場合は、電話その他迅速な方法により、口頭で乙に緊急放送を要請するものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>2 乙は、前項の要請を受けたときは、その内容（要請日時、放送内容、要請した職員の所属及び氏名等）について、任意の方法により記録を保存するものとする。</p> <p>（緊急放送の実施）</p> <p>第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、通常のコミュニティ放送に優先して直ちに緊急放送を行うものとする。</p> <p>2 乙は、放送時間外であっても、甲からの要請があった場合は、迅速に緊急放送を実施するものとする。</p> <p>3 乙は、甲から要請を受けた情報に基づき、報道機関としての判断をもって放送の形式、内容及び時刻を決定するものとする。</p> <p>（情報等の提供）</p> <p>第5条 甲は、乙が緊急放送を実施するにあたり、災害の規模、被害の状況、復旧の見通し、その他の緊急放送に必要な情報を迅速かつ正確に乙に提供するものとする。</p> <p>（連絡員の参集）</p> <p>第6条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ正確な情報発信を図るため必要があると認めるときは、乙に対し連絡員の参集を要請することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、乙は、必要と認めるときは、甲からの要請を待つことなく、自らの判断により、連絡員を災害対策本部等に参集させることができる。</p> <p>3 前2項により参集した連絡員は、災害対策本部等において情報の収集及び連絡調整にあたるものとし、乙は、当該</p>	<p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>協定締結による追加</p>

頁	内容	新	旧	修正理由
		<p>連絡員を通じて甲と連携し、迅速な放送の実施に努めるものとする。</p> <p>(緊急情報放送体制)</p> <p>第7条 甲は、新発田市災害対策本部運営規程第13条に規定する警戒本部を設置した場合は、速やかに乙へその旨を連絡するものとする。</p> <p>2 乙は、甲からの連絡を受けた場合は、直ちに参集し、緊急放送を実施するための体制を整備するものとする。</p> <p>3 甲は、警戒本部を解散した場合、又は災害のおそれなくなったと判断した場合は、緊急放送体制を解除するものとする。</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第8条 甲の要請に基づく緊急放送に要する費用は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。</p> <p>(連絡責任者)</p> <p>第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に運用するため、それぞれの連絡責任者を定め、連絡責任者報告書(別記1号様式)により、あらかじめ相互に届け出るものとする。また、連絡責任者に変更があった場合も同様とする。</p> <p>(機器の維持管理)</p> <p>第10条 緊急放送に使用する緊急告知FMラジオ起動装置、全国瞬時警報システム(Jアラート)関連装置の維持管理は、甲が責任をもって行うものとする。</p> <p>(放送基準の適用)</p> <p>第11条 災害時における緊急放送の基準及び放送時間帯区分は、甲及び乙が協議して定める別表災害緊急放送基準に定めるところによる。</p> <p>2 別表に定める放送基準を変更する必要がある場合は、甲及び乙は協議のうえ、この協定の変更手続きを経ることなく、別表のみを改定することができるものとする。</p> <p>(放送方式ごとの運用)</p> <p>第12条 緊急放送の運用は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 緊急告知FMラジオ放送 乙は、甲の要請に基づき、乙の設備に接続された災害緊急情報伝達装置により緊急信号を発し、自動起動させる。</p> <p>(2) J-ALERT放送 J-ALERT放送に必要な受信装置は、乙の事務室内に設置し、乙が運用する。</p> <p>(マニュアルの作成及び訓練)</p> <p>第13条 乙は、甲と連携して、緊急放送マニュアルを作成するものとする。</p> <p>2 乙は、甲の要請に応じ迅速に緊急放送が実施できるよう、平常時から訓練等を通じて、緊急放送マニュアルの検証、見直しに努めるとともに、社員に対する研修等を実施するものとする。</p> <p>3 乙は、甲から要請に基づき、甲が実施する防災訓練等に参加・協力するものとする。</p> <p>(協定の見直し及び協議)</p> <p>第14条 この協定は、災害対策基本法、電波法その他の法令の改正、又は甲及び乙を取り巻く状況の変化に応じ、必要と認めるときに甲及び乙が協議のうえ見直しを行うものとする。</p> <p>2 この協定に定めない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。</p> <p>(協定の解除)</p>		

頁	内容	新	旧	修正理由
		<p>第 15 条 甲は、乙がこの協定に基づいて実施する指示に違反したことにより、この協定の目的が達成できないと認めるときは、これを解除できるものとする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更、異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。</p> <p>(疑義の解決)</p> <p>第 17 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>附則</p> <p>平成 9 年 9 月 26 日に締結した「新発田市災害緊急放送に関する協定」は、本協定の成立をもって廃止する。</p> <p>この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。</p> <p>令和 8 年 3 月 1 日</p> <p style="margin-left: 200px;">甲 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号 新発田市 新発田市長 二階堂 馨</p> <p style="margin-left: 200px;">乙 新発田市中央町 5 丁目 8 番 47 号 株式会社 エフエムしばた 代表取締役 西村 純子</p>		

頁	内容	新	旧	修正理由																														
		<p>別表 災害緊急放送基準</p> <p>(1) 災害対策本部設置前</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 338 647 415">災害等の種類</th> <th data-bbox="647 338 1092 415">スタジオ放送</th> <th data-bbox="1092 338 1513 415">J-ALERT（自動音声）放送 （緊急告知FMラジオ自動起動）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 415 647 493">地震情報</td> <td data-bbox="647 415 1092 493">右記、J-ALERT の情報をもとに放送する</td> <td data-bbox="1092 415 1513 493">市内で緊急地震速報・震度速報で震度4以上を受信した場合に自動放送する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 493 647 611">津波情報</td> <td data-bbox="647 493 1092 611">右記、J-ALERT の情報をもとに放送する</td> <td data-bbox="1092 493 1513 611">新潟県沿岸で大津波警報・津波警報・津波注意報を受信した場合に自動放送する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 611 647 728">気象情報</td> <td data-bbox="647 611 1092 728">右記、J-ALERT の情報をもとに放送する</td> <td data-bbox="1092 611 1513 728">市内に各種特別警報、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報を受信した場合に自動放送する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 728 647 768">河川情報</td> <td data-bbox="647 728 1092 768">原則放送しない（甲の要請で実施可）</td> <td data-bbox="1092 728 1513 768">放送しない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 768 647 808">停電情報</td> <td data-bbox="647 768 1092 808">原則放送しない（甲の要請で実施可）</td> <td data-bbox="1092 768 1513 808">放送しない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 808 647 926">国民保護情報</td> <td data-bbox="647 808 1092 926">原則放送しない（甲の要請で実施可）</td> <td data-bbox="1092 808 1513 926">市内に危険を及ぼすおそれがある国民保護法に基づいた各種警報を受信した場合に自動放送する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 926 647 966">その他（火災・交通・防犯）</td> <td data-bbox="647 926 1092 966">原則放送しない（甲の要請で実施可）</td> <td data-bbox="1092 926 1513 966">放送しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表において「放送しない」とされている事案であっても、乙が放送局としての判断に基づき、市民の安全確保に資すると認める詳細情報を独自に放送することを妨げるものではない。</p> <p>(2) 対策本部等設置後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 1125 593 1165">段階</th> <th data-bbox="593 1125 1513 1165">スタジオ放送（必要に応じて緊急告知FMラジオ自動起動）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 1165 593 1352">初動対応期</td> <td data-bbox="593 1165 1513 1352"> 1 避難情報 2 災害対策本部等設置情報 3 避難所開設情報（開設施設、混雑状況等） 4 被害情報（建物被害、火災、道路、ライフライン等） 5 その他必要と思われる情報 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1352 593 1617">応急復旧期</td> <td data-bbox="593 1352 1513 1617"> 上記に加え、 1 生活関連支援情報（救援物資、給水・入浴等） 2 安否情報（安否確認の方法等） 3 廃棄物・衛生情報（ごみ収集・処理、消毒、トイレ等） 4 生活再建関連情報（罹災証明、義援金、仮設住宅等） 5 感染症・健康管理情報（予防、食中毒、こころのケア等） 6 その他必要と思われる情報 </td> </tr> </tbody> </table>	災害等の種類	スタジオ放送	J-ALERT（自動音声）放送 （緊急告知FMラジオ自動起動）	地震情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	市内で緊急地震速報・震度速報で震度4以上を受信した場合に自動放送する	津波情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	新潟県沿岸で大津波警報・津波警報・津波注意報を受信した場合に自動放送する	気象情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	市内に各種特別警報、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報を受信した場合に自動放送する	河川情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない	停電情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない	国民保護情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	市内に危険を及ぼすおそれがある国民保護法に基づいた各種警報を受信した場合に自動放送する	その他（火災・交通・防犯）	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない	段階	スタジオ放送（必要に応じて緊急告知FMラジオ自動起動）	初動対応期	1 避難情報 2 災害対策本部等設置情報 3 避難所開設情報（開設施設、混雑状況等） 4 被害情報（建物被害、火災、道路、ライフライン等） 5 その他必要と思われる情報	応急復旧期	上記に加え、 1 生活関連支援情報（救援物資、給水・入浴等） 2 安否情報（安否確認の方法等） 3 廃棄物・衛生情報（ごみ収集・処理、消毒、トイレ等） 4 生活再建関連情報（罹災証明、義援金、仮設住宅等） 5 感染症・健康管理情報（予防、食中毒、こころのケア等） 6 その他必要と思われる情報		
災害等の種類	スタジオ放送	J-ALERT（自動音声）放送 （緊急告知FMラジオ自動起動）																																
地震情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	市内で緊急地震速報・震度速報で震度4以上を受信した場合に自動放送する																																
津波情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	新潟県沿岸で大津波警報・津波警報・津波注意報を受信した場合に自動放送する																																
気象情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	市内に各種特別警報、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報を受信した場合に自動放送する																																
河川情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない																																
停電情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない																																
国民保護情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	市内に危険を及ぼすおそれがある国民保護法に基づいた各種警報を受信した場合に自動放送する																																
その他（火災・交通・防犯）	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない																																
段階	スタジオ放送（必要に応じて緊急告知FMラジオ自動起動）																																	
初動対応期	1 避難情報 2 災害対策本部等設置情報 3 避難所開設情報（開設施設、混雑状況等） 4 被害情報（建物被害、火災、道路、ライフライン等） 5 その他必要と思われる情報																																	
応急復旧期	上記に加え、 1 生活関連支援情報（救援物資、給水・入浴等） 2 安否情報（安否確認の方法等） 3 廃棄物・衛生情報（ごみ収集・処理、消毒、トイレ等） 4 生活再建関連情報（罹災証明、義援金、仮設住宅等） 5 感染症・健康管理情報（予防、食中毒、こころのケア等） 6 その他必要と思われる情報																																	

頁	内容	新	旧	修正理由																								
		<p>別記1号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">連絡責任者報告書</p> <p>災害時等における緊急放送に関する協定書第9条の規定に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告（変更）します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">連絡責任者</td> <td style="text-align: center;">所 属</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役職等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">連 絡 先</td> <td style="text-align: center;">T E L</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">E-mail</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			新	旧	連絡責任者	所 属			役職等			氏 名			連 絡 先	T E L			F A X			E-mail				
		新	旧																									
連絡責任者	所 属																											
	役職等																											
	氏 名																											
連 絡 先	T E L																											
	F A X																											
	E-mail																											
341	その他の資料	<p>11-1 災害発生状況</p> <p>(3) 水害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称・発生年月日</th> <th>災害の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">令和7年8月・9月豪雨</td> <td style="color: red;">前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で、8月～9月にかけて、非常に激しい雨が頻発した。市内各所で道路冠水が発生し、東新町2丁目地内ではJR羽越線の下を通るアンダーパスで車3台が水没した他、多数の床下浸水が発生した。また、加治川地域・菅谷地域の一部に土砂災害警戒情報が発令されたため、避難指示を発令した。</td> </tr> </tbody> </table>	名称・発生年月日	災害の状況	令和7年8月・9月豪雨	前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で、8月～9月にかけて、非常に激しい雨が頻発した。市内各所で道路冠水が発生し、東新町2丁目地内ではJR羽越線の下を通るアンダーパスで車3台が水没した他、多数の床下浸水が発生した。また、加治川地域・菅谷地域の一部に土砂災害警戒情報が発令されたため、避難指示を発令した。	<p>11-1 災害発生状況</p> <p>(3) 水害</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称・発生年月日</th> <th>災害の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="color: red;">(追加)</td> <td style="color: red;">(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	名称・発生年月日	災害の状況	(追加)	(追加)	時点修正																
名称・発生年月日	災害の状況																											
令和7年8月・9月豪雨	前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で、8月～9月にかけて、非常に激しい雨が頻発した。市内各所で道路冠水が発生し、東新町2丁目地内ではJR羽越線の下を通るアンダーパスで車3台が水没した他、多数の床下浸水が発生した。また、加治川地域・菅谷地域の一部に土砂災害警戒情報が発令されたため、避難指示を発令した。																											
名称・発生年月日	災害の状況																											
(追加)	(追加)																											

頁	内容	新	旧	修正理由																																																		
365	その他の資料	<p>11-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表</p> <p>資料：災害救助法の概要（令和7年10月）：内閣府 HP</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象者</th> <th>費用の限度額</th> <th>救助期間</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td> <td>1人1日当たり <u>360</u>円以内</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>・対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、<u>器物の使用謝金</u>、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、<u>居住する住家がない</u>者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）</td> <td>1戸当たり平均 <u>7,089,000</u>円以内</td> <td>完成の日から最長2年（建築基準法85条）。なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能。</td> <td>・住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 なお、プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する。 ・集会施設の設置は、おおむね50戸に1施設設置可。 なお、50戸未満でも小規模な集会施設の設置可。 ・着工時期は災害発生の日から20日以内</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他の食品の給与</td> <td>避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者</td> <td>1人1日当たり <u>1,390</u>円以内 ※1人平均かつ3食という意味である</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>災害により現に飲料水を得ることができない者</td> <td>(定めなし)</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>対象経費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ※機械：自動車、給水車、ポンプ等。器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 ※薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等。 資材：ろ水器に使用するフィルター等</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	その他	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1人1日当たり <u>360</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	・対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、 <u>器物の使用謝金</u> 、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。	応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	住家が全壊、全焼又は流失し、 <u>居住する住家がない</u> 者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）	1戸当たり平均 <u>7,089,000</u> 円以内	完成の日から最長2年（建築基準法85条）。なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能。	・住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 なお、プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する。 ・集会施設の設置は、おおむね50戸に1施設設置可。 なお、50戸未満でも小規模な集会施設の設置可。 ・着工時期は災害発生の日から20日以内	炊き出しその他の食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,390</u> 円以内 ※1人平均かつ3食という意味である	災害発生の日から7日以内	対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	(定めなし)	災害発生の日から7日以内	対象経費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ※機械：自動車、給水車、ポンプ等。器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 ※薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等。 資材：ろ水器に使用するフィルター等	<p>11-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表</p> <p>資料：災害救助法の概要（令和2年度）：内閣府 HP</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象者</th> <th>費用の限度額</th> <th>救助期間</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</td> <td>1人1日当たり <u>330</u>円以内</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>・対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、<u>(追加)借上費又は購入費</u>、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）</td> <td>1戸当たり平均 <u>6,285,000</u>円以内</td> <td>完成の日から最長2年（建築基準法85条）。なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能。</td> <td>・住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 なお、プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する。 ・集会施設の設置は、おおむね50戸に1施設設置可。 なお、50戸未満でも小規模な集会施設の設置可。 ・着工時期は災害発生の日から20日以内</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他の食品の給与</td> <td>避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者</td> <td>1人1日当たり <u>1,180</u>円以内 ※1人平均かつ3食という意味である</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>災害により現に飲料水を得ることができない者</td> <td>(定めなし)</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>対象経費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ※機械：自動車、給水車、ポンプ等。器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 ※薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等。 資材：ろ水器に使用するフィルター等</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	その他	避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1人1日当たり <u>330</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	・対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、 <u>(追加)借上費又は購入費</u> 、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。	応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）	1戸当たり平均 <u>6,285,000</u> 円以内	完成の日から最長2年（建築基準法85条）。なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能。	・住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 なお、プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する。 ・集会施設の設置は、おおむね50戸に1施設設置可。 なお、50戸未満でも小規模な集会施設の設置可。 ・着工時期は災害発生の日から20日以内	炊き出しその他の食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,180</u> 円以内 ※1人平均かつ3食という意味である	災害発生の日から7日以内	対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	(定めなし)	災害発生の日から7日以内	対象経費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ※機械：自動車、給水車、ポンプ等。器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 ※薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等。 資材：ろ水器に使用するフィルター等	時点修正
救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	その他																																																		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1人1日当たり <u>360</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	・対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、 <u>器物の使用謝金</u> 、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。																																																		
応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	住家が全壊、全焼又は流失し、 <u>居住する住家がない</u> 者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）	1戸当たり平均 <u>7,089,000</u> 円以内	完成の日から最長2年（建築基準法85条）。なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能。	・住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 なお、プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する。 ・集会施設の設置は、おおむね50戸に1施設設置可。 なお、50戸未満でも小規模な集会施設の設置可。 ・着工時期は災害発生の日から20日以内																																																		
炊き出しその他の食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,390</u> 円以内 ※1人平均かつ3食という意味である	災害発生の日から7日以内	対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費																																																		
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	(定めなし)	災害発生の日から7日以内	対象経費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ※機械：自動車、給水車、ポンプ等。器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 ※薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等。 資材：ろ水器に使用するフィルター等																																																		
救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	その他																																																		
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1人1日当たり <u>330</u> 円以内	災害発生の日から7日以内	・対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、 <u>(追加)借上費又は購入費</u> 、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。																																																		
応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）	1戸当たり平均 <u>6,285,000</u> 円以内	完成の日から最長2年（建築基準法85条）。なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能。	・住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 なお、プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する。 ・集会施設の設置は、おおむね50戸に1施設設置可。 なお、50戸未満でも小規模な集会施設の設置可。 ・着工時期は災害発生の日から20日以内																																																		
炊き出しその他の食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,180</u> 円以内 ※1人平均かつ3食という意味である	災害発生の日から7日以内	対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費																																																		
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	(定めなし)	災害発生の日から7日以内	対象経費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ※機械：自動車、給水車、ポンプ等。器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 ※薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等。 資材：ろ水器に使用するフィルター等																																																		

頁	内容	新				旧				修正理由	
	学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品 小学校児童：5,500円以内 中学校生徒：5,800円以内 高等学校等生徒：6,300円以内	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	対象経費 ①教科書及び正規の教材 ※学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ②文房具 ※ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③通学用品 ※傘、靴、長靴等 ④その他の学用品 ※運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等	学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品 小学校児童：4,700円以内 中学校生徒：5,000円 高等学校等生徒：5,500円以内	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	対象経費 ①教科書及び正規の教材 ※学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ②文房具 ※ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③通学用品 ※傘、靴、長靴等 ④その他の学用品 ※運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等	
	埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内 ※被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る	災害発生の日から10日以内	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内 ※被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る	災害発生の日から10日以内	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱	
	死体の捜索・処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする ※通常死体の発見から埋葬移る過程において行われる	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,700円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合：1体当たり5,900円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ※既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③検案：救護班以外は慣行料金 ※救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。	災害発生の日から10日以内		死体の捜索・処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする ※通常死体の発見から埋葬移る過程において行われる	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合：1体当たり5,400円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ※既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③検案：救護班以外は慣行料金 ※救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。	災害発生の日から10日以内		
	障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者 ※雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる	1世帯当たり143,900円以内 ※対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない	災害発生の日から10日以内	対象経費 スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者 ※雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる	1世帯当たり138,300円以内 ※対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない	災害発生の日から10日以内	対象経費 スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	